



子育てグリーン住宅 支援事業

交付申請等の要件について (交付申請の手引き)

2025年5月2日版

補助対象事業

A

交付申請

注文住宅
の新築

子育てグリーン住宅支援事業事務局

ホームページ
<https://kosodate-green.mlit.go.jp/>

住宅省エネ2025キャンペーン 補助事業合同お問い合わせ窓口

お問い合わせ窓口
  **0570-022-004**
(IP電話等からのお問い合わせ先)
03-6629-1601

受付時間
9:00～17:00 (土・日・祝含む)

※電話番号はお間違えないようにお願いいたします。
※通話料がかかります。
※基本的なパソコン、メール設定や操作方法についてのお問い合わせには、対応しません。

住宅省エネ2025キャンペーンについて

「住宅省エネ2025キャンペーン」は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、家庭部門の省エネを強力に推進するため、住宅の断熱性の向上や高効率給湯器、小型の省エネ型給湯器の導入等の住宅省エネ化を支援する新たに創設された4つの補助事業の総称です。

4つの補助事業には複数事業で補助対象となる製品が含まれています。
(例：外窓、高効率給湯器等)

同一の補助対象製品でも、事業により要件や補助額が異なります。
要件を満たす事実が複数ある場合は、より有利な補助を受けられる補助事業への交付申請をお勧めします。



住宅省エネ
2025キャンペーン

新築住宅におけるキャンペーン対象事業

ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有するGX志向型の新築住宅の取得、もしくは子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得に対して支援

- ◆注文住宅の新築
- ◆新築分譲住宅の購入
- ◆賃貸住宅の新築

い
ず
れ
か

特に省エネ性能の高い高効率給湯器の設置に特化して支援

- ◆高効率給湯器の設置

子育てグリーン住宅支援事業(新築)は住宅全体に補助を行うため、給湯省エネ2025事業との併用はできません。

各補助事業への交付申請について

補助金の交付申請を含むすべての手続きは、住宅省エネ2025キャンペーンに登録された住宅省エネ支援事業者が行ってください。

交付申請を行う補助事業を選択し、選択した補助事業の事務局(以下、「事務局」という)へ申請を行ってください。

《交付申請時のイメージ》



本手引きの第2章は住宅の省エネ性能に応じた内容で分かれています。
分類は以下となり、交付申請を行う住宅に該当する章を参照ください。

- ◆GX志向型住宅 → 第2A章
- ◆長期優良住宅・ZEH水準住宅 → 第2B章

第1章 | 事業の概要

4

1-1	目的・趣旨	5
1-2	事業名称	5
1-3	事業予算	5
1-4	補助対象事業と補助対象者	5
1-5	グリーン住宅支援事業者の登録	6
1-6	住宅省エネ支援事業者および グリーン住宅支援事業者の要件	7
1-7	GXへの協力表明(GX建築事業者の登録)	7
1-8	GX建築事業者の要件	8
1-9	住宅省エネ支援事業者および グリーン住宅支援事業者の登録制限	8
1-10	グリーン住宅支援事業者の登録停止等	9
1-11	補助対象となる 新築住宅およびリフォーム	10
1-12	補助額と補助額上限	12
1-13	補助金の交付と還元	13
1-14	事業スケジュール	14
1-15	補助の対象外	15
1-16	補助金の返還	15
1-17	補助金の併用	16
1-18	リフォーム工事における 3省連携について	18

注) 第1章は各補助対象事業で共通の内容となっています。

第2A章 | GX志向型住宅 補助対象の詳細

19

2A-1	事業イメージ	20
2A-2	GXへの協力表明	21
2A-3	補助対象となる方	22
2A-4	補助対象となる新築住宅	23
2A-5	補助額	28
2A-6	補助対象期間	28

第2B章 | 長期優良住宅 ZEH水準住宅 補助対象の詳細

30

2B-1	事業イメージ	31
2B-2	補助対象となる方	32
2B-3	補助対象となる新築住宅	33
2B-4	補助額	39
2B-5	補助対象期間	39

第3章 | 申請手続きの詳細

40

3-1	申請手続きの流れ	41
3-2	住宅省エネポータルについて	42
3-3	アカウントについて	42
3-4	事業者登録の手順	44
3-5	工事請負契約の締結	44
3-6	共同事業実施規約の締結	45
3-7	交付申請の予約 任意	46
3-8	建築着工	48
3-9	交付申請	48
3-10	対象工事の着手	50
3-11	交付決定	51
3-12	出来高(一定以上の出来高の工事完了) の報告	51
3-13	実績報告(兼、請求) /補助金額の確定・交付(振込)	53
3-14	完了報告	54
3-15	書類の保管	55

第4章 | 提出書類の詳細

57

第5章 | その他

81

5-1	契約書(注文書・注文請書を含む)の 電子契約について	82
5-2	交付決定時の郵送物	84
5-3	補助金の確定・交付時の郵送物	85
5-4	登記された建物の除却と申請可否	86

第6章 | 更新履歴

88



注文住宅の新築

A

交付
申請

第1章 事業の概要

(注) 第1章は各補助対象事業で共通の内容となっています。

【本手引きの注釈記号の扱い】 ※：各項の全体に対する注釈です。
*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

1-1 目的・趣旨

子育てグリーン住宅支援事業(以下、「本事業」という)は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、新築住宅について、「ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ住宅(GX*¹志向型住宅)」の導入や、2030年度までの「新築住宅のZEH基準の水準の省エネルギー性能確保」の義務化に向け、エネルギー価格等の物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯等に対して裾野の広い支援を行うとともに、既存住宅*²について、省エネ改修等への支援を行う事業です。

- *1 GX(グリーントランスフォーメーション)とは、2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みを通じて経済成長を実現し、社会システムの変革へ挑戦し協働する取り組みをいいます。
- *2 リフォーム工事の工事請負契約時点において、建築から1年(検査済証の発出日から1年)が経過した住宅または過去に人が居住した住宅(現に人が居住している住宅を含む)をいいます。既存住宅であることを確認する追加書類を求める場合があります。

1-2 事業名称

子育てグリーン住宅支援事業

※新築に対する補助は、国土交通省と環境省の合同事業です。

1-3 事業予算

【新築】

<長期優良住宅・ZEH水準住宅分>

1,350億円(国土交通省・令和6年度補正予算)

250億円(国土交通省・令和7年度当初予算)

<GX志向型住宅分>

500億円(環境省・令和6年度補正予算)

【リフォーム】

400億円(国土交通省・令和6年度補正予算)

1-4 補助対象事業と補助対象者

本事業の補助対象となる事業(以下、「補助対象事業」という)は下表のAからEです。

それぞれの補助対象事業における補助金の交付申請は、補助対象者(以下、「共同事業者」という)と新築注文住宅・新築賃貸住宅の建築事業者、新築分譲住宅の販売事業者、またはリフォームの施工業者(以下、「補助事業者」という)が共同で行い、補助事業者が代表して交付申請の手続きを行います。

補助対象事業	締結する契約	補助対象者(共同事業者)	補助事業者	【参考】 その他関係者
A 注文住宅の新築	工事請負契約	建築主 (個人)	建築事業者	—
B 新築分譲住宅の購入	不動産売買契約	購入者 (個人)	販売事業者* ³	建築事業者
C 賃貸住宅の新築	工事請負契約	建築主かつ賃貸オーナー (個人または法人)	建築事業者	賃貸住宅管理者
D リフォーム(戸別)	工事請負契約	工事発注者 (個人または法人)	施工業者	—
E リフォーム(一括)* ⁴				

*³ 住宅の販売業者に代わり購入者と不動産売買契約を締結し、購入代金の支払先である販売代理事業者を含みます。ただし、いずれの場合も宅地建物取引業者であることが必要です。

*⁴ リフォーム(一括)とは、補助事業者(施工業者)がマンション等の管理組合や全戸の所有者の委託を受けて、同一建物内で複数の住戸にリフォーム工事を行い、その交付申請にかかる手続きを一括して行うことをいいます。

A 注文住宅の新築、B 新築分譲住宅の購入、C 賃貸住宅の新築については、新築する補助対象住宅の省エネ性能により、入居者の世帯要件が変わります。

補助対象住宅		入居者の世帯要件
GX志向型住宅	ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する脱炭素志向の住宅	世帯要件なし
長期優良住宅	長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられている住宅で、所管行政庁(都道府県、市区町村等)にて認定を受けたもの	子育て世帯 または 若者夫婦世帯
ZEH水準住宅	一定の省エネ性能を満たす住宅	

なお、D、E リフォームの入居者には世帯の制限はありません。

《子育て世帯・若者夫婦世帯とは》

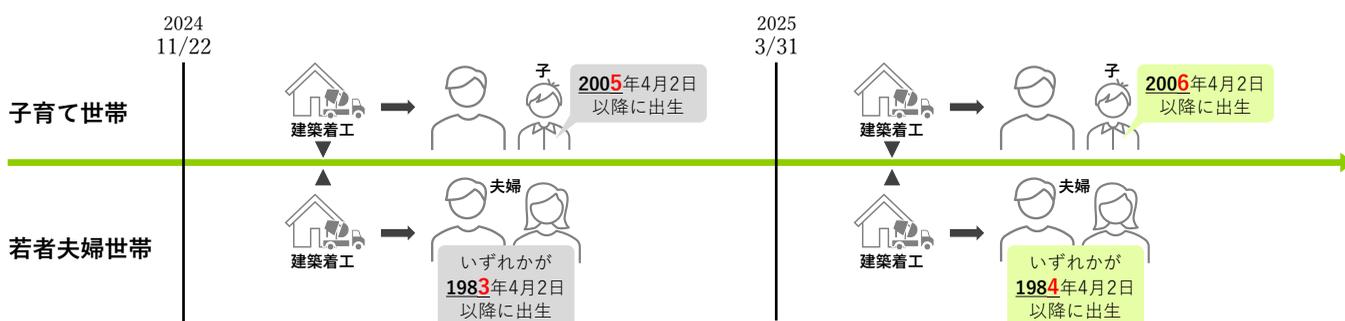
◆**子育て世帯***1 : 交付申請時点(予約を行う場合は、予約提出時点)において、平成18(2006)年4月2日以降に出生した子(2024年4月1日時点で18歳未満)を有する世帯

※令和7(2025)年3月31日までに建築着工するものについては、平成17(2005)年4月2日以降に出生した子を有する世帯

◆**若者夫婦世帯***1 : 交付申請時点(予約を行う場合は、予約提出時点)において夫婦であり、夫または妻のいずれかが昭和59(1984)年4月2日以降の出生である者によって構成される世帯(2024年4月1日時点でいずれかが39歳以下)

※令和7(2025)年3月31日までに建築着工するものについては、いずれかが昭和58(1983)年4月2日以降の出生である者によって構成される世帯

*1 本事業における「世帯」とは、同居し生活を共にしている家族や親族等の集まりをいいます。同居については、原則として住民票(の写し)に記載されている「住所」で確認を行います。



1-5 グリーン住宅支援事業者の登録

「グリーン住宅支援事業者」とは、共同事業者に代わり交付申請の手続きを代行し、交付を受けた本補助金を共同事業者に還元する者として、予め本事業に登録した事業者をいいます。子育てグリーン住宅支援事業への参加にあたっては、住宅省エネ2025キャンペーン(以下、「本キャンペーン」という)のホームページ(以下、「本キャンペーンのホームページ」という)より、「事業者登録規約(住宅省エネ2025キャンペーン)」および「事業者登録規約(子育てグリーン住宅支援事業)」に同意を行い、「住宅省エネ支援事業者」および「グリーン住宅支援事業者」として登録を行う必要があります。

なお、補助事業者の登録が、国や事務局が優良な事業者として認定するものではありません。優良誤認の可能性がある広報活動を行うことはできません。

1-6 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者の要件

住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者の登録は、以下のすべてを満たす法人または個人事業主が対象です。

凡例：●=必須

要件		住宅省エネ支援事業者	グリーン住宅支援事業者
法人 個人事業主	法人の場合は、日本国内に法人登記された法人であること 個人事業主の場合は、日本国内に住民登録された個人であること(国籍は不問)	●	●
環境	インターネット環境を有し、事務局が提供する「住宅省エネポータル」を利用できること	●	●
規約類の遵守	参加する事業の交付規程、登録規約、その他事務局が交付申請の手引き等に定める事項を遵守して事業を行うこと	●	●
言語	日本語を用いて事務局との連絡、交付申請等の提出書類の作成ができること	●	●
許認可	本事業の取り扱いに関連する法令に従い、必要な許認可を受けていること ※新築分譲住宅の販売は宅地建物取引業者に限る	—	●
振込口座	本補助金の受取口座が、日本国内に支店を有する金融機関の口座であること		●
事業者の登録	「住宅省エネ支援事業者」として登録されている事業者であること		●

補 足

□ 住宅省エネ支援事業者とグリーン住宅支援事業者について

本事業に参加を希望する事業者は、まず本キャンペーンにおいて「住宅省エネ支援事業者」として登録を行います。住宅省エネ支援事業者は、任意の時期に本事業に参加を希望し、「グリーン住宅支援事業者」としても登録を受けることができます。ただし、事務局が定める除外要件(1-9、1-10参照)に該当しない場合に限りです。

□ 住宅省エネポータルとは

事務局が提供するWEBシステムです。本キャンペーンの事業者登録手続き、各構成事業の交付申請等の手続きは、すべて住宅省エネポータル(以下、「本ポータル」という)上で行うため、**登録にあたっては、本ポータルを活用できるWEB環境が必要であり、WEB操作が可能であることが求められます。**

1-7 GXへの協力表明(GX建築事業者の登録)

本事業のうち、GX志向型住宅に関しては、2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みを通じて経済成長を実現し、社会システムの変革へ挑戦し、協働する取り組み(グリーントランスフォーメーション。以下「GX」という)の一環として位置づけられています。

本事業の補助金において、GX志向型住宅に交付申請するためには、

- ①グリーン住宅支援事業者が当該住宅の建築事業者である場合は当該グリーン住宅支援事業者自身が、
- ②グリーン住宅支援事業者が当該住宅の建築事業者でない場合は当該グリーン住宅支援事業者と協力する当該住宅の建築事業者が、

GXに対する協力表明を行う必要があります。

なお、当該表明を行った事業者は「GX建築事業者」として本キャンペーンのホームページ上で公表されます。表明方法は以下のとおりです。

◆グリーン住宅支援事業者がGXに対する協力表明を行う場合

事業者登録と共に、共通ポータル(統括アカウント)上で当該表明を行うことができます。

◆グリーン住宅支援事業者以外の住宅建築事業者が、GXに対する協力表明を行う場合

GX志向型住宅を建築するゼネコンや下請業者は、自ら交付申請等の手続きを行わないことから、「統括アカウント」を取得しません。

専用の「GXアカウント」を取得し、当該アカウントからGXへの協力表明を申請する必要があります。

1-8 GX建築事業者の要件

GX建築事業者の登録は、以下のすべてを満たす法人または個人事業主が対象です。

法人、個人事業主	法人の場合は、日本国内に法人登記された法人であること 個人事業主の場合は、日本国内に住民登録された個人であること(国籍は不問)
環境	インターネット環境を有し、 事務局が提供する「住宅省エネポータル」を利用できること
許認可	本事業の取り扱いに関連する法令に従い、必要な許認可を受けていること
言語	日本語を用いて事務局との連絡、交付申請等の提出書類の作成ができること
GXへの協力表明	GX志向型住宅を建築する事業者でGXへの取り組みへの協力表明を行うこと

1-9 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者の登録制限

以下に該当する法人および個人は、「住宅省エネ支援事業者」として登録を受けることはできません。

- ◆法人においては、暴力団*1または役員等(実質的に経営に関与する者)が暴力団員である
- ◆個人においては、暴力団員*1である法人、個人によらず、暴力団および暴力団員と社会通念上不適切な関係にある者

*1 「暴力団」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第2号に規定する組織をいいます。
また、「暴力団員」とは同法第2条第6号の規定するものをいいます。

以下のいずれかに該当する法人および個人は、「グリーン住宅支援事業者」として登録を受けることはできません。

- ◆住宅省エネ支援事業者としての登録要件を満たしていない者
- ◆過去3ヶ年度内に国土交通省住宅局所管事業補助金(以下、「住宅局補助金」という)または環境省地球環境局所管事業補助金(以下、「地球環境局補助金」という)において、以下 a) または b) に該当する者
ただし、本事業への参加について制限しない旨の通知を受けた者を除く
- a) 交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者
- b) 不適切な行為*2を行った者

*2 本事業における不適切な行為とは、住宅局補助金または地球環境局補助金の規約その他これに類するものに反して、または怠慢、虚偽の申告もしくはその他の不正な手段により、住宅局補助金または地球環境局補助金の交付を受け、または受けようとする等の行為をいいます。

なお、以下に該当する法人および個人は、「グリーン住宅支援事業者」としての登録を制限されることがあります。

- ◆住宅省エネ2025キャンペーンの他の構成事業、または以下 a)～g)のいずれかの事業において、不適切な行為を行った、または行おうとした者
- a) こどもエコすまい支援事業(令和4年度補正予算等)
- b) 先進的窓リノベ事業(令和4年度補正予算)
- c) 給湯省エネ事業(令和4年度補正予算)
- d) 子育てエコホーム支援事業(令和5年度補正予算等)
- e) 先進的窓リノベ2024事業(令和5年度補正予算)
- f) 給湯省エネ2024事業(令和5年度補正予算)
- g) 賃貸集合給湯省エネ2024事業(令和5年度補正予算)

1-10 住宅省エネ支援事業者およびグリーン住宅支援事業者の登録停止等

本事務局または国は、住宅省エネ支援事業者またはその従業員等が事業者登録規約(住宅省エネ2025キャンペーン)に反する行為を行い、または行おうとしたと本事務局が判断した場合、住宅省エネ支援事業者に対して処分(登録の抹消を含む)を行います。

本事務局または国は、不適切な行為を行うまたは行おうとしたグリーン住宅支援事業者に対して、グリーン住宅支援事業者としての登録の停止(一時停止を含む。以下同じ)を行うことがあります*1。また、登録の停止に伴い、以下の全部または一部の処分を行います。

- a) 不適切な行為を伴う補助事業の交付申請(予約を含む)の却下、また、既に交付決定を行った場合においては、その全部または一部の取り消し(交付済の補助金についてはその全部または一部の返還)
- b) 不適切な行為があった補助事業以外の補助事業に係る交付申請(分離発注により補助事業の一部の工事を行った交付申請および交付申請の予約を含む)の全部または一部の却下また、既に交付決定を行った場合においては、その全部または一部の取り消し(交付済の補助金についてはその全部または一部の返還)
- c) 住宅局補助金または地球環境局補助金について、処分の通知から3ヶ年間の交付申請の制限
- d) 住宅省エネ2025キャンペーンの他の構成事業に対する処分の通達
- e) 不適切な行為が行われた事実、事業者名および処分内容の公表
- f) グリーン住宅支援事業者としての公表の停止

事業者登録の停止を受けた場合、登録停止期間中は交付申請(予約を含む)を行うことができません。

*1 本事業期間中に登録停止が解除された場合であっても、登録停止期間中に契約または着工した補助事業について、本事業の交付の対象にならない場合があります。

1-11 補助対象となる新築住宅およびリフォーム

本事業の補助対象は、下表のとおりです。

詳しい基準については、本事業のホームページ等で確認できます。

≪(A)注文住宅の新築 (B)新築分譲住宅の購入 (C)賃貸住宅の新築の補助対象要件≫

補助対象要件	備考
以下の a)～j)を満たす住宅	
≪(A)注文住宅の新築 (B)新築分譲住宅の購入の場合≫	
a) 所有者(建築主/購入者)自らが居住する	「居住」は、住民票で確認できる住所
≪(C)賃貸住宅の新築の場合≫	
賃貸の用に供する	賃貸の用に供することを目的に、建築される住宅 建築工事届の利用関係が貸家であるもの
b) 住戸の床面積が50㎡以上 240㎡以下である	「床面積」は、建築基準法の「床面積」で確認(壁芯算定)
c) 原則、以下①～③の区域外に立地するもの ①土砂災害防止法に基づく 土砂災害特別警戒区域 ②建築基準法第39条に基づく災害危険区域 (急傾斜地崩壊危険区域もしくは 地すべり防止区域と重複する区域に限る) ③市街化調整区域であって、 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域 もしくは水防法に基づく浸水想定区域	-
	-
	水防法に基づく浸水想定区域とは、洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域をいう
d) 都市再生特別措置法第88条第5項の規定により 当該住宅に係る届出をした者が 同条第3項の規定による勧告に 従わなかった旨の公表がされていないもの	「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域内)」で建設されたもののうち、一定の規模以上(3戸以上または1戸もしくは2戸で規模が1,000㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合であって、その旨が市町村長により公表されていない住宅
e) ≪GX志向型住宅の場合≫ 住宅証明書等により、ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有すること	以下の①～③すべて適合するもの ①断熱等性能等級6以上 ②再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量の削減率35%以上 および再生可能エネルギーを含む一次エネルギー消費量の削減率100%以上*2*3*4 ③高度エネルギーマネジメントの導入
	≪長期優良住宅またはZEH水準住宅の場合≫ 各性能を有することが確認できること
f) 未完成又は完成から1年以内であり、 人の居住の用に供したことの無いもの*1	「完成の日付」は、検査済証の交付日で確認 (B)の場合、売買契約締結時点で1年以内であること
g) 2026年1月31日時点で、一定以上の出来高 の工事が完了していること	基礎工事より後の工程の工事出来高が補助額以上であること 共同住宅の場合は、当該建物の住戸の中で最も高い補助額に総住戸数を乗じた金額以上であること
≪(C)賃貸住宅の新築/長期優良住宅またはZEH水準住宅の場合のみ≫	
h) 子育て世帯に配慮した措置を行った ものであること	子育て世帯の安全・安心で快適な暮らしを支える上で必要な配慮事項として、 以下①～④に掲げる観点に基づく措置を行ったものであること ①住居内での事故の防止 ②子どもの様子の見守り ③不審者の侵入防止 ④災害への備え

*1 品確法第2条2項で定める新築住宅。「品確法」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律。

*2 寒冷地等に限っては75%以上も可。

*3 都市部狭小地等に限っては再生可能エネルギー未導入も可。

*4 共同住宅の再生可能エネルギーを含む一次エネルギー消費量削減率は、建物の住宅用途部分が過半を占める階の数ごとに設定。
3以下：75%以上、4・5：50%以上、6以上：要件なし。

《(D)リフォーム(戸別) (E)リフォーム(一括)の補助対象要件》

補助対象要件		
<p>以下のカテゴリ a)～h)に該当するリフォーム工事等を補助対象とします。 必須工事 a)～c)のうち、2つ以上のカテゴリを含むリフォーム工事(申請する補助額合計が5万円以上)を実施する場合のみ補助対象 ※登録された補助対象製品は本キャンペーンのホームページの【対象製品の検索】で確認できます。 ※他の構成事業にて交付決定を受けている場合は以下のように取り扱います。 ◆先進的窓リノベ2025事業 : a)の実施として取り扱う ◆給湯省エネ2025事業、賃貸集合給湯省エネ2025事業 : c)の実施として取り扱う ただしその場合、他の構成事業での交付決定額を、本事業における補助額に組み込むことはできません。</p>		
必須 工事	a) 開口部の断熱改修	ガラス交換 内窓設置 外窓交換 ドア交換 開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事
	b) 躯体の断熱改修	部位ごとに、補助対象製品である断熱材を一定量以上使用する断熱改修工事
	c) エコ住宅設備の設置	太陽熱利用システム 高断熱浴槽 高効率給湯器 蓄電池 節水型トイレ 節湯水栓 補助対象製品を設置・交換する工事
任意 工事	家事負担の軽減に資する設備の設置	ビルトイン食器洗機 掃除しやすいレンジフード ビルトイン自動調理対応コンロ 浴室乾燥機 宅配ボックス 1箇所/1住戸*1
		補助対象製品を設置・交換する工事
	子育て対応改修	防犯性の向上に資する開口部の改修 外窓交換 ドア交換 開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事
		生活騒音への配慮に資する開口部の改修 ガラス交換 内窓設置 外窓交換 ドア交換 開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事
キッチンセットの交換を伴う対面化改修	1箇所/1住戸*1 基準を満たさないキッチンセットを、基準を満たすキッチンセットに交換する対面化改修工事 ※基準は本事業のホームページで確認できます。	
e) 防災性向上改修	ガラス交換 外窓交換 開口部に対する補助対象製品を設置・交換する工事	
f) バリアフリー改修	手すりの設置 1箇所/1住戸*1 便所、浴室、脱衣室、その他の居室および玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上に1本以上の手すりを取り付ける工事	
	段差解消 1箇所/1住戸*1 便所、浴室、脱衣室、その他の居室および玄関並びにこれらを結ぶ経路のうち、いずれか1箇所以上の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口および上がりかまちならびに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む)	
	廊下幅等の拡張 1箇所/1住戸*1 介助用の車いすで容易に移動するために通路または出入口のうち、いずれか1箇所以上の幅を拡張する工事	
	衝撃緩和畳の設置 1箇所/1住戸*1 衝撃緩和畳を新設または入れ替えにより設置する工事(4.5畳以上設置する場合に限る)	
g) 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置	補助対象製品を設置・交換する工事	
h) リフォーム瑕疵保険等への加入	補助対象となるリフォーム工事と併せて加入する、国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うもの	

*1 リフォーム(一括)で宅配ボックスを共用として設置する場合は、リフォーム(一括)交付申請の手引きを参照ください。

1-12 補助額と補助額上限

本事業の補助対象事業(申請タイプ)ごとの補助額は下表のとおりとします。

詳細については、各申請タイプの「交付申請等の要件について(交付申請の手引き)」を参照してください。

補助対象事業	補助額および上限		古家の除却を伴う場合の補助額の加算額
A 注文住宅の新築 B 新築分譲住宅の購入	GX志向型住宅	160万円/戸	—
	長期優良住宅	80万円/戸	20万円/戸 ^{*1}
	ZEH水準住宅	40万円/戸	
C 賃貸住宅の新築	GX志向型住宅	160万円/戸	—
	長期優良住宅	80万円/戸 ^{*2}	20万円/戸 ^{*3}
	ZEH水準住宅	40万円/戸 ^{*2}	
D リフォーム(戸別) ^{*4}	Sタイプ 必須工事3カテゴリすべてを実施	必須工事の カテゴリ数に 応じて定める 補助額の合計	上限60万円/戸
	Aタイプ 必須工事2カテゴリを実施		上限40万円/戸
E リフォーム(一括) ^{*4}	Sタイプ 必須工事3カテゴリすべてを実施	必須工事の カテゴリ数に 応じて定める 補助額の合計	上限(60万円/戸)×対象住戸数
	Aタイプ 必須工事2カテゴリを実施		上限(40万円/戸)×対象住戸数

- *1 新築住宅の建築主・購入者(その親族含む)が、所有する住宅の解体工事を発注し、2024年11月22日から完了報告までに解体工事が完了するものに限り、古家の所在地は、必ずしも新築住宅の所在地と同じである必要はありません。(販売事業者が除却した古家は加算の対象にはなりません)複数の古家を除却した場合も、1戸を上限とします。
- *2 補助対象は、要件を満たす賃貸住戸の50%です。(事務の合理化のため、交付申請手続きにおいては、長期優良住宅の場合40万円/戸、ZEH水準住宅の場合20万円/戸として取り扱います)
- *3 賃貸住宅の建築主かつ賃貸オーナーまたはその親族(建築主が個人である場合に限り)が、所有する住宅の解体工事を発注し、2024年11月22日から完了報告までに解体工事が完了するものに限り、また、古家と新築する賃貸住宅の所在地が同じ場合に限り、建替前後が共同住宅である場合、「解体した共同住宅の住戸数」または「新築する賃貸共同住宅のうち補助対象要件を満たす住戸数」のいずれか小さい戸数について加算を受けることができます。
- *4 1つの交付申請で申請する補助額合計が5万円以上に限る。

1-13 補助金の交付と還元

本補助金は交付申請を行ったグリーン住宅支援事業者に交付され、グリーン住宅支援事業者から共同事業者に以下①②のいずれかの方法により還元します。

還元方法については、交付申請の前に作成する本事業の「共同事業実施規約」(様式3-1、3-2)により、予め両方で合意するものとします。

なお、還元方法は原則①とします。

- ①補助事業に係る契約代金に充当する方法
- ②現金で支払う方法

また、C 賃貸住宅の新築については、交付された補助金は入居者に還元される必要があります。共同事業者と賃貸住宅管理業者の間で、予め入居者に配慮した家賃を設定してください。

補 足

- 交付される補助金の会計処理について
本補助金の受益者は、あくまでも補助対象者である共同事業者(新築住宅の建築主、購入者、またはリフォーム工事の発注者)です。
グリーン住宅支援事業者にとって、交付される補助金は、
①の場合、共同事業者が支払うべき住宅代金(「売上」)の一部であり「売掛」や「未収金」として扱われることが一般的です。詳しくは、税理士および最寄りの税務署にご確認ください。
- 還元方法②の選択について
以下のような事情がある場合、還元方法②を選択することができます。
 - 《還元方法②が選択可能な事情例》
 - ◆補助金が交付された時点において契約に係る代金が精算済みであり、①の債務に充当できないことが見込まれる場合
 - ◆ローンの申込金額から補助金相当分を除外できない場合(金融機関が残金を一括決済する等)
 - ◆再開発組合が工事請負契約を締結する等、住宅取得者(共同事業者)と契約者が一致しない場合
 ただし、補助対象事業が「A 注文住宅の新築」「B 新築分譲住宅の購入」「C 賃貸住宅の新築」については、**完了報告時に共同事業者が本事業の要件を満たせない場合、事務局は補助事業者に補助金の返還を求めるため、既に支払済の場合、補助事業者は共同事業者から回収することとなります。**
- 賃貸住宅の新築について
長期優良住宅またはZEH水準住宅として補助金の交付を受ける共同事業者は、還元された補助金額を勘案した合理的な優遇家賃を子育て世帯等の入居者に設定することが必要です。
- グリーン住宅支援事業者が倒産(個人事業主の場合は死亡)した場合について
速やかに事務局へご相談ください。

1-14 事業スケジュール

契約日の期間	新築 / 工事請負契約 : 建築着工前に締結 / 不動産売買契約 : 原則、交付申請(予約を含む)前に締結*1 リフォーム / 工事請負契約 : 補助対象工事の着手前に締結
補助対象工事の着手日*2*3の期間	2024年11月22日以降
交付申請(予約を含む)の受付開始*4	A 注文住宅の新築 : 2025年5月14日
	B 新築分譲住宅の購入 : 2025年5月30日
	C 賃貸住宅の新築 : 2025年6月30日
	D リフォーム(戸別)*5 : 2025年3月31日*6
	E リフォーム(一括)*7 : 2025年5月30日
交付申請の予約の受付期間	申請開始 ~ 予算上限に達するまで(遅くとも2025年11月14日)*8
交付申請の受付期間	申請開始 ~ 予算上限に達するまで(遅くとも2025年12月31日)*8
A 注文住宅の新築 / B 新築分譲住宅の購入 / C 賃貸住宅の新築 の場合のみ	
一定以上の出来高の工事完了日の期間	交付申請提出時 ~ 2026年1月31日まで
完了報告期間	戸建住宅 / 交付決定~2026年7月31日 共同住宅等で階数*9が10以下 / 交付決定~2027年4月30日 共同住宅等で階数*9が11以上 / 交付決定~2028年2月29日

*1 新築分譲住宅の購入の場合は、住宅購入者が決定していない時点においても、交付申請を行うことが可能です。(共同住宅の場合、予め補助要件に適合する住宅の戸数を登録する必要があります)

*2 新築は基礎工事より後の工程の工事の着手日、リフォームはリフォーム工事の着手日です。

*3 工事請負契約以前に工事着手した場合、補助対象になりません。

*4 受付開始は予定日を含みます。

*5 リフォーム(戸別)ワンストップ申請は2025年4月28日より開始します。

*6 添付書類の登録は2025年4月14日より開始します。

*7 リフォーム(一括)ワンストップ申請は2025年5月30日より開始します。

*8 交付申請の締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。交付申請(予約を含む)の受付期間であっても、予算の上限に達し次第、受付終了となります。

*9 階数とは建築物の地下を含めた階数のことです。(例: 地下1階、地上9階の建物の階数は10)

補 足

□ 新築における補助対象工事の着手日について

本事業における新築の補助対象工事の着手日とは、補助対象住宅の建築において、基礎工事より後の工程の工事に着手する日をいいます。

具体例は下記を参照ください。

◆2024年11月21日以前に着手可能な工事 : 杭/基礎 / 地下室 / 基礎断熱 / 足場等の仮設 / 給排水 / 電気土台敷(一体的に実施される床工事含む) / 外構

◆2024年11月21日以前に着手不可の工事 : 地上階の柱 / 壁 / 梁 / 屋根

□ リフォームにおける補助対象工事の着手日について

本事業におけるリフォームの工事着手日とは、締結した工事請負契約に含まれる最初の工事に着手する日のことをいいます。なお、現場の調査・採寸や見積もり、足場の設置、資材の搬入、現場の仮囲い、現場事務所の建設は工事着手にあたりません。

1-15 補助の対象外

以下の①から③までのいずれかに該当する場合、本事業の補助対象になりません。

①本事業における重複申請

以下に該当する場合、本事業に重複して申請することはできません。

- 1つの住宅について、「注文住宅の新築」の補助金の交付を受けた建築主または「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けた購入者は、当該住宅と別の住宅であったとしても、再度「注文住宅の新築」または「新築分譲住宅の購入」の補助金の交付を受けることはできません。(申請者の重複禁止)
- 「注文住宅の新築」「新築分譲住宅の購入」または「賃貸住宅の新築」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について、再度本事業のいずれかの補助事業に係る補助金の交付を受けることはできません。(住宅の重複禁止)

②子育てエコホーム支援事業(令和5年度補正予算等)との重複申請

子育てエコホーム支援事業(令和5年度補正予算等)で補助金の交付を受けた補助対象製品は、本事業では補助対象として取り扱われません。これは当該交付を受けた補助金を返還した場合であっても、同様です。(交付決定後、補助金の振込前に、交付申請の取下げを行った場合を除きます)

③住宅省エネ2025キャンペーン各構成事業との重複申請

「注文住宅の新築」「新築分譲住宅の購入」または「賃貸住宅の新築」の補助金の交付を受けた住宅と同じ住宅について、他の構成事業の補助金の交付を受けることはできません。

1-16 補助金の返還

本事務局は、交付決定を取り消された*1、または取得財産の処分に反した補助事業に対して、その補助金の全額もしくは一部金額を交付しません。また、既に交付した補助金について、全額もしくは一部金額の返還を命じることがあります。

*1 本事務局または国は、不適切な行為により補助金の交付を受けた、または受けようとした交付申請(予約を含む)について、交付申請の却下または既に交付決定を行った場合においては、その取り消しを行うことがあります。

1-17 補助金の併用

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。

なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。具体的には以下①②のとおりとします。

① 注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入、賃貸住宅の新築について

住宅の本体工事の全部または一部を補助対象とする国の他の補助制度との併用はできません。

② リフォームについて

住宅(外構含む)のリフォーム工事を補助対象とする国の他の補助制度との併用はできません。ただし、本事業で補助対象とするリフォーム工事の請負契約と、他の補助制度で補助対象とするリフォーム工事の請負契約が別である場合については、併用することができます。

■住宅省エネ2025キャンペーンの各構成事業、および前年度事業(住宅省エネ2024キャンペーンの各構成事業)は、以下の場合、併用はできません。

●本事業と先進的窓リノベ2025(2024)事業

両事業の補助対象である窓(ガラス)・ドアであっても、一つの窓等が両事業でそれぞれ補助を受けることはできません。また、同一開口部に複数の補助対象製品である窓(ガラス)・ドアを設置した場合は両事業を通じていずれか一つの製品のみ申請できます。

●本事業と給湯省エネ2025(2024)事業 / 賃貸集合給湯省エネ2025(2024)事業

両事業の補助対象である機器であっても、一つの機器に対して両事業の補助を受けることはできません。

ただし、補助対象が重複しない限り、併用が可能です。

万一、住宅省エネ2025キャンペーンおよび住宅省エネ2024キャンペーンの各構成事業と重複申請を行っていた場合、理由の如何によらず、本事業の交付申請を無効とし、交付決定の取り消しおよび返還等の措置となりますので、十分ご注意ください。

《代表的な補助制度との併用の取り扱い》

区分	補助制度		併用可否 ^{*1}	
			新築	リフォーム
住宅省エネ2024 キャンペーン	子育てエコホーム支援事業	新築	×	△
		リフォーム	—	○
	先進的窓リノベ2024事業	リフォーム	—	○ ^{*2}
	給湯省エネ2024事業	新築	—	△
		リフォーム	—	○
賃貸集合給湯省エネ2024事業	リフォーム	—	○	
国の他の 補助制度	地域型住宅グリーン化事業	新築	×	△
	サステナブル建築物等先導事業	新築	×	△
		リフォーム	△	○
	市街地再開発事業への補助	新築	△	△
	LCCM 住宅整備推進事業	新築	×	△
	長期優良住宅化リフォーム推進事業	リフォーム	▲	▲
	住宅エコリフォーム推進事業（補助金）	リフォーム	×	△
	子育て支援型共同住宅推進事業	新築	×	△
		リフォーム	—	▲
	CEV補助金（V2H充放電設備）	V2H 充放電設備	○	○
	超高層ZEH-M実証事業	新築	×	▲
	DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業	新築	○	△
		リフォーム	—	▲
	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業 （既存戸建住宅の断熱リフォーム支援事業含む）	新築	×	▲
		リフォーム	—	▲
	集合住宅の省CO2化促進事業 （既存集合住宅の断熱リフォーム支援事業含む）	新築	×	▲
		リフォーム	—	▲
	外構部の木質化対策支援事業	新築	○	▲
		リフォーム	—	▲
	JAS 構造材実証支援事業	新築	×	▲
		リフォーム	—	▲
	住宅ローン減税等の税制優遇	新築	○	○
		リフォーム	○	○
住まいの復興給付金	新築	○	○	
	リフォーム	○	○	
被災者生活再建支援制度	新築	○	○	
	リフォーム	○	○	

*1 ○：併用可能(同じ契約)
 ▲：併用可能(事業ごとに別契約)
 △：併用可能(事業ごとに別契約・別工期)

*2 同じ開口部への補助は想定していません

自治体等が申請窓口となる補助事業との併用可否については、本キャンペーンでは回答しかねます。窓口となる自治体等にご確認ください。補助金の交付を受けた財産(設備等)を処分した場合の取り扱いは含まれません。各補助金事業の事務事業者等にお問い合わせください。

1-18 リフォーム工事における3省連携について

リフォーム工事については、国土交通省、経済産業省および環境省が連携することで、以下の4事業をワンストップで利用可能とします。

- ① 先進的窓リノベ2025事業
(住宅の断熱性向上のための先進的設備導入促進事業等) <環境省>
- ② 給湯省エネ2025事業
(高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金) <経済産業省>
- ③ 賃貸集合給湯省エネ2025事業
(既存賃貸集合住宅用小型省エネルギー型給湯器導入促進事業費補助金) <経済産業省>
- ④ 子育てグリーン住宅支援事業 **本事業** <国土交通省>

工事内容		(対象事業)	補助対象	補助額	
1) 省エネ改修	① 高断熱窓の設置	①先進的窓リノベ 2025事業 <環境省>	高性能の断熱窓 熱貫流率(Uw値)1.9以下等、 建材トップランナー制度 2030年目標水準値を超える もの等、一定の基準を満たす もの	リフォーム工事内容に 応じて定める額 上限200万円/戸	
	② 給湯器の設置	高効率給湯器 の設置	②給湯省エネ 2025事業 <経済産業省>	高効率給湯器 a)ヒートポンプ給湯機 b)ハイブリッド給湯機 c)家庭用燃料電池	定額(下記は主な補助額) a) 6万円/台 b) 8万円/台 c) 16万円/台 ※戸建住宅は2台まで、 共同住宅は1台までが上限 ※補助対象製品の性能や設置に 伴う従前設備の撤去により 追加で補助
	③ 開口部・躯体等の 省エネ改修工事 エコ住宅設備の設置			<必須工事カテゴリー> ◆開口部の断熱改修 ◆躯体の断熱改修 ◆エコ住宅設備の設置	Sタイプ 必須工事3つすべての カテゴリーを実施 上限60万円/戸
2) その他のリフォーム工事 ※必須工事のうちいずれか2つ以上のカテゴリーを 実施した場合に交付申請が可能		④子育てグリーン 住宅支援事業 <国土交通省>	<任意工事カテゴリー> ◆子育て対応改修 ◆防災性向上改修 ◆バリアフリー改修 ◆空気清浄機能・換気 機能付きエアコン の設置 ◆リフォーム瑕疵保険等 への加入	Aタイプ 必須工事のうちいずれか2つの カテゴリーを実施 上限40万円/戸	



注文住宅の新築

A

交付
申請

第2A章

GX志向型住宅

補助対象の詳細

【本手引きの注釈記号の扱い】

※：各項の全体に対する注釈です。

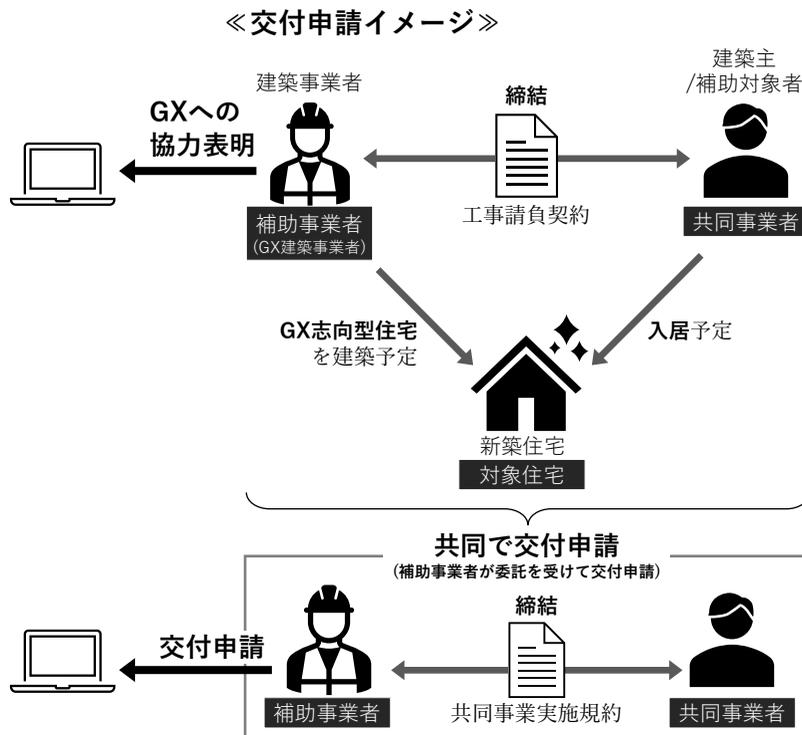
*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

2A-1 事業イメージ

本事業は、新築住宅の建築事業者(補助事業者)がGX志向型住宅を建築する所有者(共同事業者)からの委託を受けて補助金の申請を行い交付を受けるものです。

GX志向型住宅を建築する建築事業者は、GXに対する協力表明(2A-2参照)を行う必要があります。

GX志向型住宅における事業のイメージは以下のとおりです。



2A-2 GXへの協力表明

GXへの協力表明は、「統括アカウント」から住宅省エネポータル上にて以下、a)～d)の必須事項およびe) f)の任意事項について表明を行います。

当該表明を行った事業者は、「GX建築事業者」として本キャンペーンのホームページ上で公表されます。

項目	対象者	表明内容		
a) 総合	GXリーグに参加をしている事業者	(なし)		
	<table border="1"> <tr> <td>多排出者*1 (中小企業*2を除く)</td> <td>以下①～③をすべて満たすことを表明する ① 国の温室効果ガス排出削減目標達成に貢献するため、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指し、国内でのScope 1・2に関する削減目標を設定・公表、かつ進捗状況を毎年報告・公表する ② ①の目標達成ができない場合、J-クレジット等の適格クレジットを調達または未達理由を報告・公表する ③ サプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進する</td> </tr> <tr> <td>上記以外 多排出者*1以外 または中小企業*2</td> <td>温室効果ガスの排出削減のための以下①～⑧の取組のうち、一つ以上を実施することを表明する ① 自社の二酸化炭素排出削減目標の策定 (2050年又はそれ以前の実質ゼロを基本とし、可能であれば中間的な目標を設定) ② 自社の省エネ/再エネ目標の策定 ③ 設備更新時の省エネ設備の選択による省CO2化 ④ 再エネの導入(グリーン電力の購入含む)による省CO2化 ⑤ サプライチェーン全体での二酸化炭素排出量の把握などの取組 ⑥ 物流部門における積載率向上・共同配送などの取組 ⑦ 自社建築物のZEB化の推進 ⑧ 自社建築物への木材(CLTなど)の利用推進</td> </tr> </table>	多排出者*1 (中小企業*2を除く)	以下①～③をすべて満たすことを表明する ① 国の温室効果ガス排出削減目標達成に貢献するため、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指し、国内でのScope 1・2に関する削減目標を設定・公表、かつ進捗状況を毎年報告・公表する ② ①の目標達成ができない場合、J-クレジット等の適格クレジットを調達または未達理由を報告・公表する ③ サプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進する	上記以外 多排出者*1以外 または中小企業*2
多排出者*1 (中小企業*2を除く)	以下①～③をすべて満たすことを表明する ① 国の温室効果ガス排出削減目標達成に貢献するため、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指し、国内でのScope 1・2に関する削減目標を設定・公表、かつ進捗状況を毎年報告・公表する ② ①の目標達成ができない場合、J-クレジット等の適格クレジットを調達または未達理由を報告・公表する ③ サプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進する			
上記以外 多排出者*1以外 または中小企業*2	温室効果ガスの排出削減のための以下①～⑧の取組のうち、一つ以上を実施することを表明する ① 自社の二酸化炭素排出削減目標の策定 (2050年又はそれ以前の実質ゼロを基本とし、可能であれば中間的な目標を設定) ② 自社の省エネ/再エネ目標の策定 ③ 設備更新時の省エネ設備の選択による省CO2化 ④ 再エネの導入(グリーン電力の購入含む)による省CO2化 ⑤ サプライチェーン全体での二酸化炭素排出量の把握などの取組 ⑥ 物流部門における積載率向上・共同配送などの取組 ⑦ 自社建築物のZEB化の推進 ⑧ 自社建築物への木材(CLTなど)の利用推進			
b) 省エネ住宅普及	2024年度における新築住宅の供給数が100件*3以上	以下①～②の取組のうち、一つ以上を実施することを表明する ① ZEHビルダー/プランナーとして、自社が掲げる2025年度のZEH普及目標の実現に努める。また、年度ごとの実績等を自社のホームページ等において公表する ② 2025年度に供給する住宅のうち、ZEH基準の水準の省エネ性能を満たす住宅の割合を5割以上に増加させる		
	2024年度における新築住宅の供給数が100件*3未満	以下の取組を実施することを表明する ・ 2030年に向けて、ZEH基準の水準の省エネ性能を満たす住宅の供給割合を増加させる		
c) 温室効果ガス排出削減に資する製品等におけるコスト競争力の向上や国内企業の海外進出等	2024年度における新築住宅の供給数が5,000件*3以上	海外への進出計画を表明する ※住宅省エネポータル上にて進出計画を記述してください。または、計画書等の書類を添付してください。 例 ・ 2030年までに海外(地域)における売り上げ●億円を目指す。 ・ 2030年までに海外(地域)における供給戸数●戸を目指す。 ・ 2030年までに海外(地域)における管理戸数●戸を目指す。		
	2024年度における新築住宅の供給数が5,000件*3未満	以下①～②の取組のうち、一つ以上を実施することを表明する ① 海外への進出計画を表明する ※住宅省エネポータル上にて進出計画を記述してください。または、計画書等の書類を添付してください。 例 ・ 2030年までに海外(地域)における売り上げ●億円を目指す。 ・ 2030年までに海外(地域)における供給戸数●戸を目指す。 ・ 2030年までに海外(地域)における管理戸数●戸を目指す。 ② 省エネ性能の高い製品等の積極的な採用		
d) 働き方改革の推進等	すべて	働き方改革の推進等、必要な人材の確保に向けた取組を進めることを表明する		
e) デコ活宣言等	任意	「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)を推進するため、デコ活応援団(官民連携協議会)参画およびデコ活宣言を行うことを表明する		
f) GX率先実行宣言	任意	GX市場創造に向け、GX製品やサービスの社会実装を促進するため、「GX率先実行宣言」を行うことを表明する		

*1 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度によって公表された令和3年度CO2排出量が20万t以上の者。

*2 中小企業基本法に規定する中小企業者に該当する者。

*3 住戸数のこと。住戸数が把握できない場合は、住棟数や契約数でも可。

2A-3 補助対象となる方

以下を満たす方が補助対象者になります。

GXに対する協力表明を行ったグリーン住宅支援事業者と工事請負契約を締結し、GX志向型住宅^{*1}を新築^{*2}する方

以下の書類で確認します。

※ 工事請負契約が結ばれていない建築工事は補助対象になりません。

添付書類	提出	確認方法	参照
工事請負契約書	(予約時) 交付申請時	発注者が建築主、 請負者がグリーン住宅支援事業者であること	P60～61
建築主の本人確認書類	(予約時) 交付申請時	工事請負契約書の工事発注者と同一であること	P74～75

*1 GX志向型住宅を申請するには、建築事業者がGXへの協力表明を行っている必要があります。

*2 2024年11月22日以降に基礎工事より後の工程の工事(一般的には基礎工事の次の工程である地上階の柱、または壁の工事等)に着工した住宅が補助対象です。

補 足

□ 連名による対象住宅の建築について

対象住宅の建築工事の発注を複数の者が連名で行う場合、これらの者のうち、対象住宅に居住する者を代表者(共同事業者)として交付申請を行うことができます。

例) 夫婦の連名で工事を発注する場合、夫(妻)を代表者として交付申請を行う

□ 分離発注による注文住宅の新築について

建築主から複数の事業者により工事を分割して発注(いわゆる分離発注)し、住宅を建築する場合、「構造耐力上主要な部分(基礎を除く)^{*3}の工事を行う事業者」のうち、「最も請負金額が高い事業者」が「代表事業者」として、他の事業者を取りまとめて交付申請等の手続きを行う場合に限り、補助対象となります。なお、代表事業者はグリーン住宅支援事業者として事務局への登録および、GXへの協力表明を行う必要があります。

*3 構造耐力上主要な部分(基礎を除く)とは、壁、柱、小屋組、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう)、床版、屋根版または横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう)で、当該住宅の自重もしくは積載荷重、積雪、風圧、土圧もしくは水圧または地震その他の震動もしくは衝撃を支えるものをいいます。
(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第五条)

□ 工事請負契約の電子契約について

本事業において提出される工事請負契約は電子契約を用いて締結されたものでも構いませんが、提出する契約書の紙面上において、本事業の要件が確認できる必要があります。詳しくはP82～83をご確認ください。

2A-4 補助対象となる新築住宅

以下の a)～g) を満たす住宅が補助対象になります。

なお、住宅の分類は、住戸部分の所在階を問わず、建て方によって下表の分類とします。

戸建住宅	1つの住戸を有する建物(店舗併用住宅を含む)
共同住宅	2つ以上の住戸を有する建物(二世帯住宅 ^{*1} 、マンション、長屋を含む)

*1 本事業における住戸の数は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)」に基づく資力確保措置等における戸数の算定によります。
具体的には、住宅瑕疵担保責任保険に加入する(供託する)戸数と同じです。内部の構造が世帯間を行き来できるのであれば、1戸の戸建住宅、内部で世帯間が行き来ができず、外階段でしか行き来できない等、独立性が高い場合は2戸の共同住宅として扱います。

a) 所有者(建築主)自らが居住^{*2}する

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法
住民票	完了報告時	氏名が建築主であること、住所が新築する住宅であること

*2 「居住」とは完了報告時点で、住民基本台帳に登録された住所を居住地としていることをいいます。

補 足

□ 賃貸併用の注文住宅について

いわゆる賃貸併用住宅を新築する場合、以下の①②に掲げる住戸ごとに交付申請が必要です。交付申請の際は、それぞれ①、②に掲げる区分に応じた申請を行ってください。

- ① 建築主が自ら居住する住戸 : 注文住宅の新築
- ② 賃貸とする住戸 : 賃貸住宅の新築

b) 住戸の床面積^{*3}が50㎡以上240㎡以下である

以下の書類にて、交付申請時と完了報告時のそれぞれで確認します。

完了報告時は、建て方により、以下①②いずれかの書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法
建築基準法に基づく確認済証 または建築工事届	(予約時) 交付申請時	住戸の延べ面積の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること
① <<戸建住宅の場合>> 建築基準法に基づく検査済証	完了報告時	住戸の延べ面積の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること
② <<共同住宅の場合>> 不動産登記における 建物の登記事項証明書・謄本 (所有権保存登記されているもの)	完了報告時	原則として、表題部(専有部分の建物の表示)の床面積が50㎡以上240㎡以下であること (併用住宅は住宅部分の延べ面積が50㎡以上240㎡以下であること)

*3 「床面積」は、建築基準法の「床面積」で確認。(壁芯算定)

補 足

□ 確認申請が不要な地域について

交付申請時は、確認済証の代わりに「建築工事届」で確認します。
完了報告時は、検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」で確認します。

□ 不動産登記における建物の登記事項証明書について

二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、交付申請する住宅部分が区分登記されていない場合、図面等の提出を求める場合があります。

※次ページへ続く

c) 原則、以下①～③の区域外に立地するもの

- ① 土砂災害防止法*1に基づく土砂災害特別警戒区域
- ② 建築基準法第39条に基づく災害危険区域
(急傾斜地崩壊危険区域もしくは地すべり防止区域と重複する区域に限る)
- ③ 市街化調整区域であって、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域
もしくは水防法に基づく浸水想定区域*2

*1 「土砂災害防止法」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)。

*2 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく浸水想定区域とは、洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域のことをいう。

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
子育てグリーン住宅支援事業 基礎工事完了確認書	交付申請時	住宅の着工時点で住宅の全部または一部が下記区域内に含まれないこと ◆土砂災害特別警戒区域 ◆災害危険区域 ◆市街化調整区域であって ・土砂災害警戒区域 ・浸水想定区域	P64
建築基準法に基づく確認申請書	(予約時) 交付申請時	住宅の着工時点で住宅の全部または一部が市街化調整区域に含まれないこと	P63

補 足

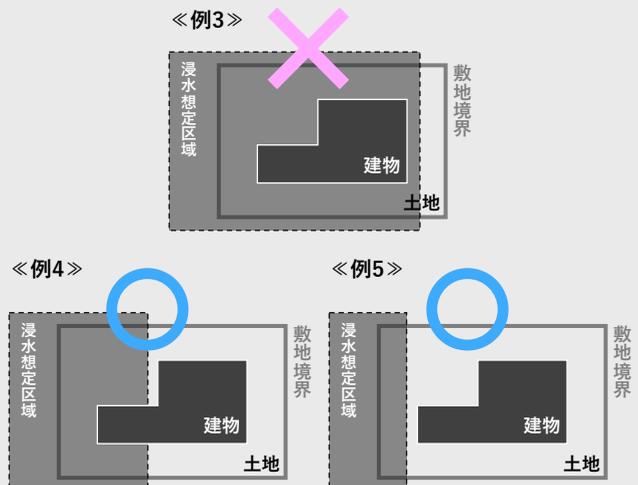
□ 建物の一部が土砂災害(特別)警戒区域または災害危険区域にかかる場合について

- ◆建物(共同住宅を含む)の一部が土砂災害(特別)警戒区域内または災害危険区域内に立地している場合、すべての住戸が本補助金の対象になりません。(≪例1≫参照)
- ◆土地(敷地)の一部が土砂災害(特別)警戒区域内または災害危険区域内に立地している場合(建物は区域外)、本補助金の対象になります。(≪例2≫参照)
- ◆土砂災害(特別)警戒区域内または災害危険区域内において、区域の制限解除の開発行為を実施した場合、着工時点で当該制限解除の公示がされていない場合は対象になりません。



□ 建物の一部が浸水想定区域にかかる場合について

- ◆土地(敷地)の一部が浸水想定区域内に立地し、建物(共同住宅を含む)のすべてが浸水想定区域に立地している場合、すべての住戸が本補助金の対象になりません。(≪例3≫参照)
- ◆建物(共同住宅を含む)の一部が浸水想定区域内に立地している場合、本補助金の対象になります。(≪例4≫参照)
- ◆土地(敷地)の一部が浸水想定区域内に立地している場合(建物は区域外)、本補助金の対象になります。(≪例5≫参照)
- ◆浸水想定区域内において、区域の制限解除の開発行為を実施した場合、着工時点で当該制限解除の公示がされていない場合は対象になりません。



□ 住宅の土砂災害(特別)警戒区域外・災害危険区域外・浸水想定区域外の立地確認について

- ◆建築士が、建築行政部局に確認してください。
- ◆補助事業者は交付申請時、住宅省エネポータルの地図機能にて、建物の立地場所を示してください。

□ 住宅の市街化調整区域外の立地確認について

- ◆建築士が、自治体に確認してください。

■ c)の例外について(建替)

c)に該当しない場合であっても、建替に該当する新築住宅は補助対象とします。

《建替に該当する新築住宅の要件》 ※以下①～③をすべて満たすもの

- ①建替前住宅と同一場所(住所)で新築すること
- ②新築住宅の建築主またはその親族*1が、所有する住宅*2を自ら除却(解体工事を発注)するものであること
- ③解体工事が、2024年11月22日から完了報告までに完了するものであること

*1 親族とは、民法第725条に規定する「6親等内の血族」「配偶者」または「3親等内の姻族」のことをいいます。

*2 住宅(居宅)に限ります。「建物の登記事項証明書」における「主たる建物(母屋)」または、「附属建物」のうち「50㎡以上の住宅」が対象となります。詳細は参考資料(P86～87)をご確認ください。

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
解体工場の工事請負契約書*3	(予約時) 交付申請時	発注者氏名が、新築住宅の建築主またはその親族であること 工事場所の記載があり、新築住宅の所在地と一致すること	P77～78
<建築主と解体工場の発注者が異なる場合> 戸籍謄本	(予約時) 交付申請時	新築住宅の建築主の親族であること	P78
建替前住宅の建築物除却届*4	(予約時) 交付申請時	特定行政庁に受理されていること 除却場所が新築住宅の所在地と一致すること	P79
建替前住宅の不動産登記 閉鎖事項証明書 または滅失の登記完了証	完了報告時*5	取り壊し日の記載があり、2024年11月22日以降であること 建替前住宅の所有者が、新築住宅の建築主またはその親族であること	-

*3 新築の請負契約書に解体工事が含まれる場合、解体工事の実施を確認できる見積明細書の提出が必要です。

*4 新築住宅の建築工事届にて除却の届出を行う場合は、建築工事届(すべての面)を提出してください。

*5 交付申請時点で解体工事が完了している場合、交付申請時に提出してください。

d) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第5項の規定により、
当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表が
されていないもの

「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、一定の規模以上(3戸以上または1戸もしくは2戸で規模が1,000㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わず、その旨が市町村長により公表されている場合は補助対象になりません。

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
子育てグリーン住宅支援事業 基礎工事完了確認書	交付申請時	都市再生特別措置法第88条第5項の規定による、同条第3項における勧告に従わなかった旨が公表されていないこと	P64

※次ページへ続く

e) 住宅証明書等により、ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有すること
以下の①～③に該当する住宅を補助対象とします。

① 外皮性能について断熱性能等級*16以上であること*2

- *1 外皮平均熱貫流率および冷房機の平均日射取得率に関する基準に限る。
- *2 共同住宅においても住戸ごとの性能で評価されたもので確認します。

② 一次エネルギー消費量の削減率が、住宅の形態・規模に応じて下表のとおりであること

<戸建住宅の場合>	一般(右記以外)	寒冷地*3 または低日射地域*4	多雪地域*5 または都市部狭小地等*6
		再生可能エネルギーを除く場合	35%以上
再生可能エネルギーを含む場合	100%以上	75%以上	(要件なし)

<共同住宅の場合>	住宅用途部分が占める階数*7		
	3以下	4・5	6以上
再生可能エネルギーを除く場合(住戸)	35%以上	35%以上	35%以上
再生可能エネルギーを含む場合(住棟)	75%以上	50%以上	(要件なし)

- *3 本事業における「寒冷地」とは、省エネ基準における地域区分が1地域または2地域に該当する地域をいいます。
- *4 本事業における「低日射地域」とは、省エネ基準における年間の日射地域区分がA1またはA2に該当する地域をいいます。
- *5 本事業における「多雪地域」とは、建築基準法施行令第八十六条の規定により、特定行政庁が定める垂直積雪量100cm以上に該当する地域をいいます。
- *6 本事業における「都市部狭小地等」とは、以下a)～c)のいずれかに該当し、敷地面積が85㎡未満の敷地をいいます。(住宅が平屋の場合を除く)
 - a) 第一種または第二種低層住居専用地域
 - b) 第一種または第二種中高層住居専用地域
 - c) 条例により北側斜線規制が定められている地域
- *7 住宅用途部分が過半を占める階の数で判定します。

③ 高度エネルギーマネジメントを導入すること

「ECHONET Lite AIF仕様」に対応する「コントローラ」(以下、「HEMSコントローラ」という)として、一般社団法人エコーネットコンソーシアムのホームページに掲載*8されている製品を設置すること

- *8 性能を満たす製品であっても、一般社団法人エコーネットコンソーシアムのホームページに掲載されていない(認証を受けていない)製品は補助対象になりません。

※次ページへ続く

①②については、住宅の形態によって以下の書類にて確認します。

<戸建住宅の場合>

添付書類	提出	基準	参照
住宅の性能を証明する住宅証明書等 ㊦ BELS評価書*1(住戸)	(予約時) 交付申請時	GX志向型住宅の要件を満たすもの	P66
《戸建住宅の立地が一般に該当しない場合》 確認申請書	(予約時) 交付申請時	住宅の立地する地域が確認できること	P63

<共同住宅の場合>

添付書類	提出	基準	参照
住宅の性能を証明する住宅証明書等 ㊦ BELS評価書*1(住戸)	(予約時) 交付申請時	GX志向型住宅の要件を満たすもの	P66
㊦ BELS評価書*1(住棟)			
確認申請書*2		住宅用途部分が過半を占める階数が確認できること	P63

*1 交付申請の予約時には「発行受付書」での提出も可能ですが、交付申請時に証明書の提出が必要です。

*2 建築確認が不要な地域の場合、すべての階の平面図および求積図を提出してください。

※ 住宅の性能を証明する住宅証明書類等の詳細については、P65の「㊦住宅の性能を証明する住宅証明書等」およびP66の「㊦BELS評価書(GX志向型住宅の要件を満たすもの)」を参照ください。

③については、以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
HEMSコントローラの本体写真等	完了報告時	「ECONET Lite AIF仕様」に対応するコントローラであること	-

補 足

交付申請時におけるHEMSコントローラの申告について

導入する予定のコントローラが掲載されている一般社団法人エコーネットコンソーシアムのホームページのURLを住宅省エネポータルにて申告してください。

f) 未完成または完成から1年以内であり、人の居住の用に供したことの無いもの

以下の書類にて、交付申請時と完了報告時のそれぞれで確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
建築基準法に基づく確認済証	(予約時) 交付申請時	工事種別が「新築」であること	P61
建築基準法に基づく検査済証	完了報告時	住宅の引渡日が、検査済証の交付日から1年以内であること	-

補 足

確認申請が不要な地域について

交付申請時は、確認済証の代わりに「建築工事届」を提出してください。
完了報告時は、検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」を提出してください。

確認済証における「増築」「改築」について

別棟の建築等、建築確認上「増築」と扱われる住宅であっても、建築された当該建物が住宅瑕疵担保履行法の資力確保措置等に準ずる新築住宅と確認できる場合は対象となります。
確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合は、事務局にご相談ください。
(別途住宅瑕疵担保責任保険の保険証券の提出を求める場合があります)

※次ページへ続く

g) 2026年1月31日時点で、一定以上の出来高の工事が完了していること

一定以上の出来高の工事とは、基礎工事より後の工程の工事の出来高が補助額以上であることをいいます。(2026年1月31日時点で、住宅が竣工している必要はありません)

計算方法は以下のとおりです。

基礎工事より後の工程の建物価額(税込) × 出来高(○%) ≥ 1住戸あたりの補助額(160万円)*1 × 総戸数*2

*1 共同住宅の場合は、該当建物の住戸の中で最も高い補助額です。

*2 戸建住宅は1住戸です。共同住宅は総住戸数(申請しない住戸を含む)です。

交付申請は、基礎工事の完了以降に行うことができます。ただし、交付申請時点で一定以上の出来高の工事が完了していない場合は、2026年1月31日までに当該出来高の工事を完了し、その旨を報告(完了報告の提出でも可)*3する必要があります。

一定以上の出来高の工事完了後、速やかに住宅省エネポータルにて報告を行ってください。

*3 2026年1月31日までに一定以上の出来高の工事完了の報告が確認できなかった場合、事務局は当該交付申請を却下し、既に交付決定されている場合は、当該交付を取り消します。

2A-5 補助額

補助額は以下のとおりです。

補助対象住宅	1戸あたりの補助額
GX志向型住宅	160万円

※ GX志向型住宅の場合、古家の除却における補助額の加算はありません。

2A-6 補助対象期間

以下をすべて満たす事業が補助対象となります。

工事請負契約日	新築住宅の建築着工前
対象工事*4の着手期間	2024年11月22日以降
一定以上の出来高の工事完了日	2026年1月31日まで

*4 基礎工事より後の工程の工事(一般的には基礎工事の次の工程である地上階の柱、または壁の工事等)

補 足

□ 完了報告について

本事業は、事務局指定の期間に完了報告を行う必要があります。完了報告の提出期限は以下のとおりです。

- ◆戸建住宅 : 交付決定 ~ 2026年7月31日
- ◆共同住宅(階数*5が10以下) : 交付決定 ~ 2027年4月30日
- ◆共同住宅(階数*5が11以上) : 交付決定 ~ 2028年2月29日

*5 階数とは建築物の地下を含めた階数のことです。(例: 地下1階、地上9階の建物の階数は10) 住宅用途が占める階数(P26)とは数え方が異なりますので、ご注意ください。



注文住宅の新築

A

交付
申請

第2B章

長期優良住宅
ZEH水準住宅

補助対象の詳細

【本手引きの注釈記号の扱い】

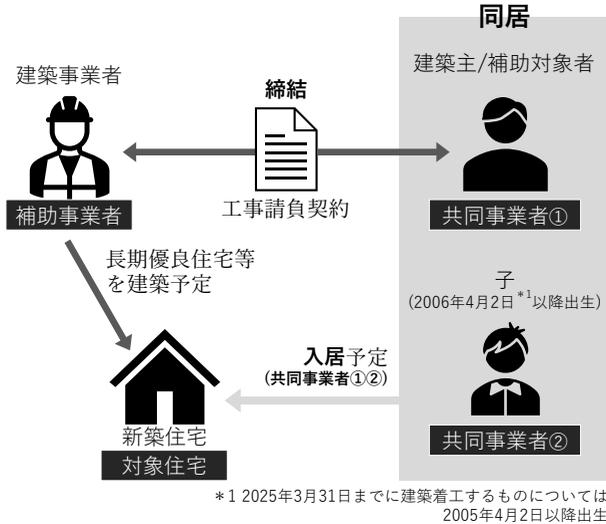
※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

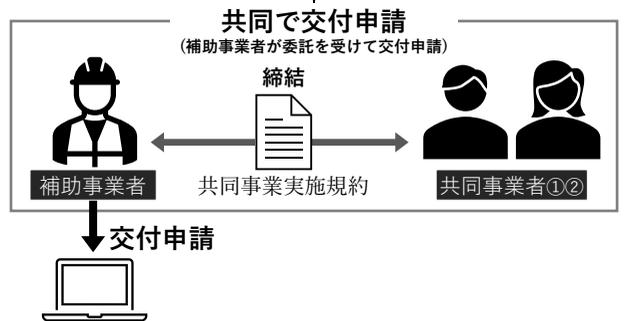
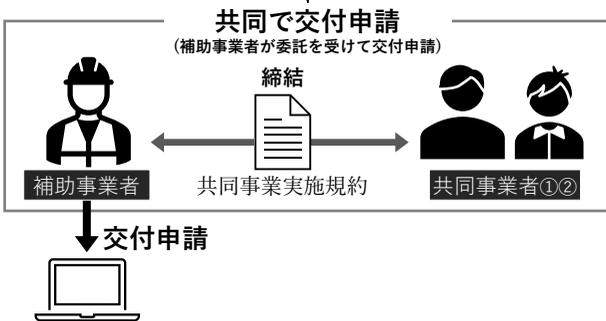
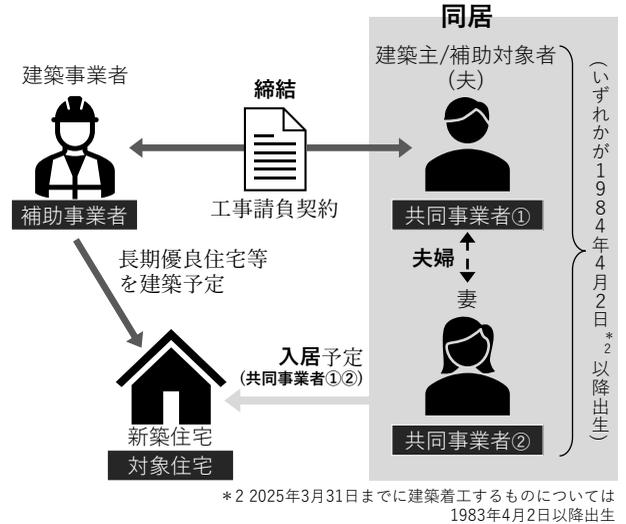
2B-1 事業イメージ

本事業は、新築住宅の建築事業者(補助事業者)が新築住宅を建築する子育て世帯または若者夫婦世帯(共同事業者)からの委託を受けて補助金の申請を行い交付を受けるものです。
長期優良住宅・ZEH水準住宅における事業のイメージは以下のとおりです。

《交付申請イメージ(子育て世帯)》



《交付申請イメージ(若者夫婦世帯)》



補 足

□ 世帯について

本事業における「世帯」とは、同居し生活を共にしている家族や親族等の集まりをいいます。
同居については、原則として、住民票に記載されている「住所」で確認を行います。

※交付申請時に同居していない子や若者夫婦等が、新築住宅において同居する場合も対象になります。
ただし、完了報告時に提出する住民票で同居が確認できない場合、交付決定の取り消し及び補助金の返還を求められることがあります。(単身赴任等やむを得ない事由により同居できないと事務局が判断する場合、当該要件の緩和を受けることができる場合があります)

□ 子育て世帯について

建築主と子が親子である場合に限りません。
孫と同居し、子育てを行う祖父母等が住宅を取得する場合も対象になります。
ただし、孫も共同事業実施規約に同意の上、共同で交付申請を行う必要があります。
※なお、子を妊娠中の場合も、妊娠中であることが確認できる追加書類を提出できる場合は子育て世帯として補助対象になります。

例) 自治体が発行する母子手帳(記載内容で妊娠中であることが確認できること)

□ 若者夫婦世帯について

建築主が、若者夫婦のいずれかに該当する場合に限りません。
若者夫婦と同居し、共同で生活する若者夫婦の親等が住宅を取得する場合も対象になります。
ただし、若者夫婦も共同事業実施規約に同意の上、共同で交付申請を行う必要があります。

※なお、いわゆる事実婚については、交付申請(予約を行う場合は予約の提出)時に住民票や追加書類においてその事実が確認できる場合、対象になることがあります。

例) 住民票続柄が「夫(未届)」「妻(未届)」、
自治体が証明するパートナーシップ証明書や公正証書による婚姻契約等

※交付申請(予約を行う場合は予約の提出)時に婚姻関係が確認できない場合、対象になりません。

※次ページへ続く

2B-2 補助対象となる方

以下の①②を満たす方が補助対象者になります。

① 子育て世帯または若者夫婦世帯のいずれかである

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
住民票(世帯票)	(予約時) 交付申請時	世帯内に、交付申請時点(交付申請の予約を行う場合は予約の提出時点)において2006年4月2日以降に出生した子を有する世帯(2025年3月31日までに建築着工するものについては2005年4月2日以降に出生した子を有する世帯)もしくは 交付申請時点(交付申請の予約を行う場合は予約の提出時点)において夫婦であり、夫または妻のいずれかが1984年4月2日以降に出生した者(2025年3月31日までに建築着工するものについてはいずれかが1983年4月2日以降に出生した者)によって構成される世帯	P76

② グリーン住宅支援事業者と工事請負契約を締結し、住宅を新築^{*1}する方

以下の書類で確認します。

※ 工事請負契約が結ばれていない建築工事は補助対象になりません。

添付書類	提出	確認方法	参照
工事請負契約書	(予約時) 交付申請時	発注者が建築主、 請負者がグリーン住宅支援事業者であること	P60~61

*1 2024年11月22日以降に基礎工事より後の工程の工事(一般的には基礎工事の次の工程である地上階の柱、または壁の工事等)に着手した住宅が補助対象です。

補 足

□ 連名による対象住宅の建築について

対象住宅の建築工事の発注を複数の者が連名で行う場合、これらの者のうち、対象住宅に居住する者を代表者(共同事業者)として交付申請を行うことができます。

例) 夫婦の連名で工事を発注する場合、夫(妻)を代表者として交付申請を行う。

□ 分離発注による注文住宅の新築について

建築主から複数の事業者により工事を分割して発注(いわゆる分離発注)し、住宅を建築する場合、「構造耐力上主要な部分(基礎を除く)*2の工事を行う事業者」のうち、「最も請負金額が高い事業者」が「代表事業者」として、他の事業者を取りまとめて交付申請等の手続きを行う場合に限り、補助対象となります。

なお、代表事業者は、グリーン住宅支援事業者として事務局に登録を行う必要があります。

*2 構造耐力上主要な部分(基礎を除く)とは、壁、柱、小屋組、斜材(筋かい)、方づえ、火付材その他これらに類するものをいう)、床版、屋根版または横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう)で、当該住宅の自重もしくは積載荷重、積雪、風圧、土圧もしくは水圧または地震その他の震動もしくは衝撃を支えるものをいいます。

(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第五条)

□ 工事請負契約の電子契約について

本事業において提出される工事請負契約は電子契約を用いて締結されたものでも構いませんが、提出する契約書の紙面上において、本事業の要件が確認できる必要があります。詳しくはP82~83をご確認ください。

2B-3 補助対象となる新築住宅

以下の a)～g) を満たす住宅が補助対象になります。

なお、住宅の分類は、住戸部分の所在階を問わず、建て方によって下表の分類とします。

戸建住宅	1つの住戸を有する建物(店舗併用住宅を含む)
共同住宅	2つ以上の住戸を有する建物(二世帯住宅 ^{*1} 、マンション、長屋を含む)

*1 本事業における住戸の数え方は、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)」に基づく資力確保措置等における戸数の算定によります。
具体的には、住宅瑕疵担保責任保険に加入する(供託する)戸数と同じです。内部の構造が世帯間を行き来できるのであれば、1戸の戸建住宅、内部で世帯間を行き来ができず、外階段でしか行き来できない等、独立性が高い場合は2戸の共同住宅として扱います。

a) 所有者(建築主)自らが居住^{*2}する

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法
住民票	完了報告時	氏名が建築主であること、 住所が新築する住宅であること

*2 「居住」とは、完了報告時点で住民基本台帳に登録された住所を居住地としていることをいいます。

補 足

□ 共同申請する世帯全員の住民票の提出について

以下のいずれかに該当する場合、完了報告時に共同申請する全員(共同事業実施規約における乙および丙①②)の対象住宅への居住が確認できる住民票(世帯票)等の提出を求めます。

- ◆ 交付申請時、建築主と子または配偶者の同居が確認できない場合
- ◆ 建築主が若者夫婦のいずれにも該当しない場合(建築主が若者夫婦の親等の場合)

□ 賃貸併用の注文住宅について

いわゆる賃貸併用住宅を新築する場合、以下の①②に掲げる住戸ごとに交付申請が必要です。交付申請の際は、それぞれ①②に掲げる区分に応じた申請を行ってください。

- ① 建築主が自ら居住する住戸 : 注文住宅の新築
- ② 賃貸とする住戸 : 賃貸住宅の新築

b) 住戸の床面積^{*3}が50㎡以上240㎡以下である

以下の書類にて、交付申請時と完了報告時のそれぞれで確認します。
完了報告時は、建て方により、以下①②いずれかの書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法
建築基準法に基づく確認済証 または建築工事届	(予約時) 交付申請時	住戸の延べ面積の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること
① <<戸建住宅の場合>> 建築基準法に基づく検査済証	完了報告時	住戸の延べ面積の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること
② <<共同住宅の場合>> 不動産登記における 建物の登記事項証明書・謄本 (所有権保存登記されているもの)	完了報告時	原則として、表題部、専有部分の建物の表示の床面積が50㎡以上 240㎡以下であること (併用住宅は住宅部分の延べ面積が50㎡以上240㎡以下であること)

*3 「床面積」は、建築基準法の「床面積」で確認。(壁芯算定)

補 足

□ 確認申請が不要な地域について

交付申請時は、確認済証の代わりに「建築工事届」で確認します。
完了報告時は、検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」で確認します。

□ 不動産登記における建物の登記事項証明書について

二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、交付申請する住宅部分が区分登記されていない場合、図面等の提出を求める場合があります。

c) 原則、以下①～③の区域外に立地するもの

- ① 土砂災害防止法*1に基づく土砂災害特別警戒区域
- ② 建築基準法第39条に基づく災害危険区域
(急傾斜地崩壊危険区域もしくは地すべり防止区域と重複する区域に限る)
- ③ 市街化調整区域であって、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域
もしくは水防法に基づく浸水想定区域*2

*1 「土砂災害防止法」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)。

*2 水防法(昭和24年法律第193号)に基づく浸水想定区域とは、洪水浸水想定区域または高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域のことをいう。

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
子育てグリーン住宅支援事業 基礎工事完了確認書	交付申請時	住宅の着工時点で住宅の全部または一部が下記区域内に含まれないこと ◆土砂災害特別警戒区域 ◆災害危険区域 ◆市街化調整区域であって ・土砂災害警戒区域 ・浸水想定区域	P64
建築基準法に基づく確認申請書	(予約時) 交付申請時	住宅の着工時点で住宅の全部または一部が市街化調整区域に含まれないこと	P63

補 足

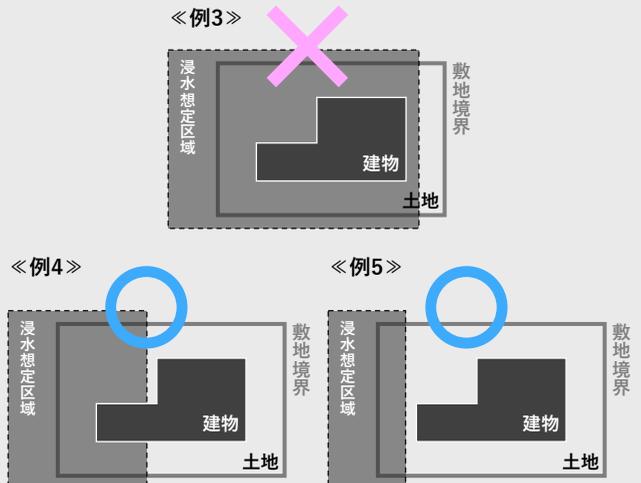
□ 建物の一部が土砂災害(特別)警戒区域または災害危険区域にかかる場合について

- ◆建物(共同住宅を含む)の一部が土砂災害(特別)警戒区域内または災害危険区域内に立地している場合、すべての住戸が本補助金の対象になりません。(《例1》参照)
- ◆土地(敷地)の一部が土砂災害(特別)警戒区域内または災害危険区域内に立地している場合(建物は区域外)、本補助金の対象になります。(《例2》参照)
- ◆土砂災害(特別)警戒区域内または災害危険区域内において、区域の制限解除の開発行為を実施した場合、着工時点で当該制限解除の公示がされていない場合は対象になりません。



□ 建物の一部が浸水想定区域にかかる場合について

- ◆土地(敷地)の一部が浸水想定区域内に立地し、建物(共同住宅を含む)のすべてが浸水想定区域に立地している場合、すべての住戸が本補助金の対象になりません。(《例3》参照)
- ◆建物(共同住宅を含む)の一部が浸水想定区域内に立地している場合、本補助金の対象になります。(《例4》参照)
- ◆土地(敷地)の一部が浸水想定区域内に立地している場合(建物は区域外)、本補助金の対象になります。(《例5》参照)
- ◆浸水想定区域内において、区域の制限解除の開発行為を実施した場合、着工時点で当該制限解除の公示がされていない場合は対象になりません。



□ 住宅の土砂災害(特別)警戒区域外・災害危険区域外・浸水想定区域外の立地確認について

- ◆建築士が、建築行政部局に確認してください。
- ◆補助事業者は交付申請時、住宅省エネポータル地図機能にて、建物の立地場所を示してください。

□ 住宅の市街化調整区域外の立地確認について

- ◆建築士が、自治体に確認してください。

■ c)の例外について(建替)

c)に該当しない場合であっても、建替に該当する新築住宅は補助対象とします。

《建替に該当する新築住宅の要件》 ※以下①～③をすべて満たすもの

- ①建替前住宅と同一場所(住所)で新築すること
- ②新築住宅の**建築主**またはその親族*1が、所有する住宅*2を**自ら除却(解体工事を発注)**するものであること
- ③**解体工事が、2024年11月22日から完了報告までに完了するもの**であること

*1 親族とは、民法第725条に規定する「6親等内の血族」「配偶者」または「3親等内の姻族」のことをいいます。

*2 住宅(居宅)に限ります。「建物の登記事項証明書」における「主たる建物(母屋)」または、「附属建物」のうち「50㎡以上の住宅」が対象となります。詳細は参考資料(P86～87)をご確認ください。

以下の書類にて確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
解体工事の工事請負契約書*3	(予約時) 交付申請時	発注者氏名が、新築住宅の建築主またはその親族であること 工事場所の記載があり、新築住宅の所在地と一致すること	P77～78
<建築主と解体工事の発注者が異なる場合> 戸籍謄本	(予約時) 交付申請時	新築住宅の建築主の親族であること	P78
建替前住宅の建築物除却届*4	(予約時) 交付申請時	特定行政庁に受理されていること 除却場所が新築住宅の所在地と一致すること	P79
建替前住宅の不動産登記 閉鎖事項証明書 または滅失の登記完了証	完了報告時*5	取り壊し日の記載があり、2024年11月22日以降であること 建替前住宅の所有者が、新築住宅の建築主またはその親族 であること	-

*3 新築の工事請負契約書に解体工事が含まれる場合、解体工事の実施を確認できる見積明細書の提出が必要です。

*4 新築住宅の建築工事届にて除却の届出を行う場合は、建築工事届(すべての面)を提出してください。

*5 交付申請時点で解体工事が完了している場合、交付申請時に提出してください。

d) 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第88条第5項の規定により、 当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表が されていないもの

「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン(災害危険区域、地すべり防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、一定の規模以上(3戸以上または1戸もしくは2戸で規模が1,000㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき立地を適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わず、その旨が市町村長により公表されている場合は補助対象になりません。

以下の書類で確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
子育てグリーン住宅支援事業 基礎工事完了確認書	交付申請時	都市再生特別措置法第88条第5項の規定による、同条第3項に おける勧告に従わなかった旨が公表されていないこと	P64

e) 住宅証明書等により、高い省エネ性能(ZEH水準)を有することが確認できる

以下の①②のいずれかに該当する住宅を補助対象とします。

① 長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられているもので、所管行政庁(都道府県、市区町村等)にて認定を受けた住宅。

住宅の建て方に応じた、1)2)のいずれにも該当すること。

省エネ性能	戸建住宅	共同住宅*1
1) 断熱等性能等級*2	等級5以上	等級5以上
2) 一次エネルギー消費量等級	等級6以上	等級6以上

*1 共同住宅においても住戸ごとの性能で評価されたもので確認します。

*2 外皮平均熱貫流率および冷房機の平均日射取得率に関する基準に限る。

② ZEH水準住宅

ZEH水準の省エネ性能を満たす住宅。

住宅の建て方に応じた1)2)のいずれにも該当すること。

省エネ性能	戸建住宅	共同住宅*3
1) 断熱等性能等級*4	等級5以上	等級5以上
2) 再生可能エネルギーを除く一次エネルギー消費量削減率	20%以上*5	20%以上*5

*3 共同住宅においても住戸ごとの性能で評価されたもので確認します。

*4 外皮平均熱貫流率および冷房機の平均日射取得率に関する基準に限る。

*5 一次エネルギー消費量等級が等級6であること

※次ページへ続く

住戸の種別に応じて、以下の書類にて確認します。
共同住宅においても住戸ごとの性能で評価されたもので確認します。

分類	住宅証明書等の書類	基準	参照
長期優良住宅	① 長期優良住宅建築等計画認定通知書*1*2*3	長期使用構造等確認申請が2022年10月1日以降のもの	P67
ZEH 水準住宅	② BELS評価書*4*5*6	断熱性能の評価が5以上かつエネルギー消費性能『再エネなし削減率』が20%以上となっているもの	P68
	③ 設計住宅性能評価書*5*6 または建設住宅性能評価書*5*6 または住宅省エネルギー性能証明書*5*7	断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6に適合しているもの (2022年4月1日以降に取得したもの)	P69
	④ 低炭素建築物新築等計画認定通知書*2*8*9	認定申請が2022年10月1日以降のもの	P70
	⑤ 性能向上計画認定通知書*2*8*9	認定申請が2022年10月1日以降のもの	P70
	⑥ フラット35S適合証明書 および竣工現場検査申請書・適合証明申請書 (すべての面)*6*10 または フラット35S設計検査に関する通知書 および設計検査申請書(すべての面)*6*10	証明書・申請書等の書式が2022年10月以降*11のもので、金利Aプランの省エネルギー性、断熱等性能等級5以上および一次エネルギー消費量等級6にチェックがあること または戸建住宅の場合、ZEHの基準適合欄のZEH(-M)、Nearly ZEH(-M)、ZEH-M Ready またはZEH(-M) Orientedのいずれかにチェックがあること ※設計検査に関する通知書 連絡事項の「フラット35S(金利Aプラン)省エネルギー性能を利用する場合の条件」欄の「次のいずれかの書類の写しを適合証明書交付前までに提出することが条件となります」にチェックがないこと かつ「フラット35Sの確認にBELS評価書を利用する場合の条件」欄の「竣工現場・適合証明申請時までに当該書類の写しを提出することが条件となります」にチェックがないこと	P71 ~72

- *1 交付申請の予約時には「長期使用構造等である旨の確認書」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず「同認定通知書」の提出が必要です。
- *2 変更認定通知書のみでは申請できません。変更前の同認定通知書も併せて提出してください。
- *3 共同住宅の場合、長期優良住宅建築等計画認定通知書には、認定対象となる住戸番号が記載されている必要があります。
- *4 BELS評価書に記載される「ゼロエネ相当」(強化外皮基準に適合しないもの)は、補助対象になりません。
- *5 BELS評価書でZEHマークの記載があるもの、または2022年4月1日以降は住宅性能評価書もしくは住宅省エネルギー性能証明書で断熱等級5以上かつ一次エネルギー等級6の記載があるものは、再生可能エネルギー設備の導入がなくても補助対象となります。
- *6 交付申請の予約時には「発行受付書」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず証明書の提出が必要です。
- *7 住宅省エネルギー性能証明書は建物の工事がすべて完了した後に作成が可能になる書類のため、対象の工事が完了していない場合は本補助金の申請に利用できません。
- *8 交付申請の予約時には「技術的審査適合証」での提出も可能ですが、交付申請時に必ず「同認定通知書」の提出が必要です。
- *9 戸建住宅に限ります。
- *10 金利プランがZEHの場合、戸建住宅に限ります。
- *11 設計検査申請が2022年9月30日以前の金利Aプランの場合、一次エネルギー消費量等級5を技術基準としており、ZEH水準への適合が確認できないため、本補助金の申請には利用できません。

※各書類の詳細については、P65以降の「⑥ 住宅の性能を証明する住宅証明書等」を参照ください。

※次ページへ続く

f) 未完成または完成から1年以内であり、人の居住の用に供したことの無いもの

以下の書類にて、交付申請時と完了報告時のそれぞれで確認します。

添付書類	提出	確認方法	参照
建築基準法に基づく確認済証	(予約時) 交付申請時	工事種別が「新築」であること	P61
建築基準法に基づく検査済証	完了報告時	住宅の引渡日が、検査済証の交付日から1年以内であること	-

補 足

□ 確認申請が不要な地域について

交付申請時は、確認済証の代わりに「建築工事届」を提出してください。
完了報告時は、検査済証の代わりに「不動産登記における建物の登記事項証明書」を提出してください。

□ 確認済証における「増築」「改築」について

別棟の建築等、建築確認上「増築」と扱われる住宅であっても、建築された当該建物が住宅瑕疵担保履行法の資力確保措置等に準ずる新築住宅と確認できる場合は対象となります。
なお、確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合は、事務局にご相談ください。
(別途住宅瑕疵担保責任保険の保険証券の提出を求める場合があります)

g) 2026年1月31日時点で、一定以上の出来高の工事が完了していること

一定以上の出来高の工事とは、基礎工事より後の工程の工事の出来高が補助額以上であることをいいます。
(2026年1月31日時点で、住宅が竣工している必要はありません)
計算方法は以下のとおりです。

$$\text{基礎工事より後の工程の建物価額(税込)} \times \text{出来高(}\circ\%) \geq \text{1住戸あたりの補助額}^{*1} \times \text{総戸数}^{*2}$$

*1 共同住宅の場合は、当該建物の住戸の中で最も高い補助額です。

*2 戸建住宅は1住戸です。共同住宅は総住戸数(申請しない住戸を含む)です。

交付申請は、基礎工事の完了以降に行うことができます。ただし、交付申請時点で一定以上の出来高の工事が完了していない場合は、2026年1月31日までに当該出来高の工事を完了し、その旨を報告(完了報告の提出でも可)*3する必要があります。

一定以上の出来高の工事完了後、速やかに住宅省エネポータルにて報告を行ってください。

*3 2026年1月31日までに一定以上の出来高の工事完了の報告が確認できなかった場合、事務局は当該交付申請を却下し、既に交付決定されている場合は、当該交付を取り消します。

2B-4 補助額

補助額は下表のとおりです。

なお、住宅の新築に併せて、要件を満たす古家の除却^{*1}を行う場合に一定額の加算を受けることができます。

補助対象住宅	1戸あたりの補助額	古家の除却を伴う場合の補助額の加算額
長期優良住宅	80万円	20万円 ^{*2}
ZEH水準住宅	40万円	

*1 新築住宅の建築主またはその親族が、所有する住宅の解体工事を発注し、2024年11月22日以降、完了報告までに解体工事が完了するものに限り、古家の所在地は、必ずしも新築住宅の所在地と同じである必要はありません。

(親族とは、民法第725条に規定する「6親等内の血族」「配偶者」または「3親等内の姻族」のことをいいます)

*2 複数の古家を除却した場合も、1戸を上限とします。

古家^{*3}の除却については、以下の書類にて確認します。

なお、建替(P35参照)に該当する場合、追加で書類を提出する必要はありません。建替を示す書類にて確認します。

*3 住宅(居宅)に限り、建物(居宅)に限り、「建物の登記事項証明書」における「主たる建物(母屋)」または、「附属建物」のうち「50㎡以上の住宅」が対象となります。詳細は参考資料(P86～87)をご確認ください。

添付書類	提出	確認方法	参照
解体工場の工事請負契約書 ^{*4}	(予約時) 交付申請時	発注者氏名が、新築住宅の建築主またはその親族であること	P77～78
<建築主と解体工場の発注者が異なる場合> 戸籍謄本	(予約時) 交付申請時	新築住宅の建築主との関係性が読み取れること 新築住宅の建築主の親族であること	P78
古家の建築物除却届 ^{*5}	(予約時) 交付申請時	特定行政庁に受理されていること	P79
古家の不動産登記閉鎖事項証明書 または滅失の登記完了証	完了報告時 ^{*6}	取り壊し日の記載があり、2024年11月22日以降であること 古家の所有者が、新築住宅の建築主またはその親族であること	-

*4 新築の工事請負契約書に解体工事が含まれる場合、解体工事の実施を確認できる見積明細書の提出が必要です。

*5 新築住宅の建築工事届にて除却の届出を行う場合は、建築工事届(すべての面)を提出してください。

*6 交付申請時点で解体工事が完了している場合、交付申請時に提出してください。

2B-5 補助対象期間

以下をすべて満たす事業が補助対象となります。

工事請負契約日	新築住宅の建築着工前
対象工事 ^{*7} の着手期間	2024年11月22日以降
一定以上の出来高の工事完了日	2026年1月31日まで

*7 基礎工事より後の工程の工事(一般的には基礎工事の次の工程である地上階の柱、または壁の工事等)

補 足

□ 完了報告について

本事業は、事務局指定の期間に完了報告を行う必要があります。完了報告の提出期限は以下のとおりです。

◆戸建住宅 : 交付決定～2026年7月31日

◆共同住宅(階数^{*8}が10以下) : 交付決定～2027年4月30日

◆共同住宅(階数^{*8}が11以上) : 交付決定～2028年2月29日

*8 階数とは建築物の地下を含めた階数のことです。(例：地下1階、地上9階の建物の階数は10)



注文住宅の新築

A

交付
申請

第3章 申請手続きの詳細

【本手引きの注釈記号の扱い】

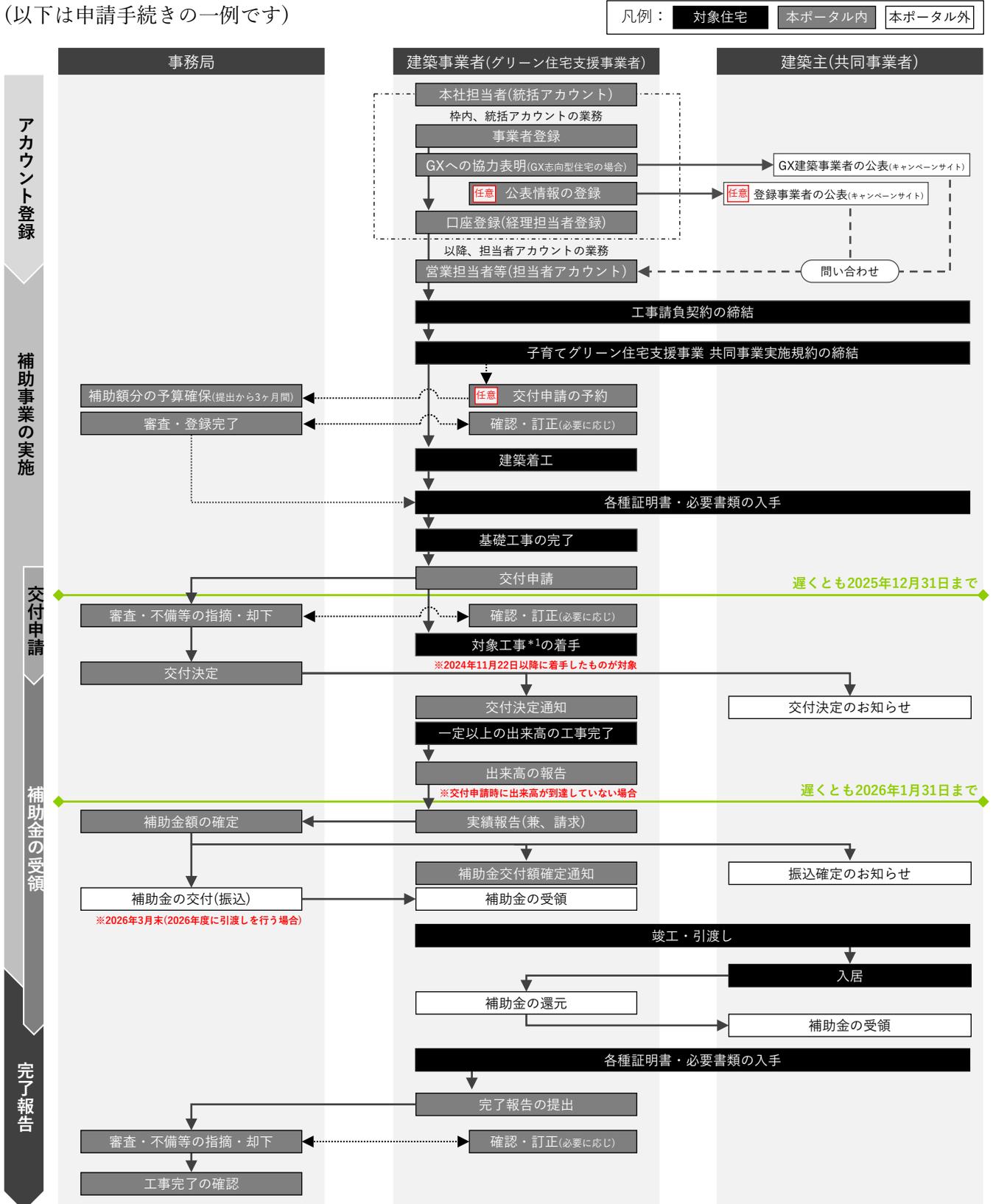
※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

3-1 申請手続きの流れ

本補助金の交付申請にあたり、住宅省エネポータル(P423-2参照)のアカウント発行から補助金の交付までの手続きは、以下のとおりです。
 本手引きでは、交付申請の予約および交付申請に係る手続きを中心に解説を行います。
 完了報告については、交付決定を受けた者に対し別途「交付申請の要件等について(完了報告の手引き)」を公開(時期未定)する予定です。

(以下は申請手続きの一例です)



*1 基礎工事より後の工程の工事(一般的には基礎工事の次の工程である地上階の柱、または壁の工事等)

3-2 住宅省エネポータルについて

本事業の交付申請等のすべての手続きは、新築住宅の建築事業者が、本キャンペーンが提供するWEBシステム『住宅省エネポータル』上で行います。
新築住宅の建築主の方が、自身で手続きを行うことはできません。

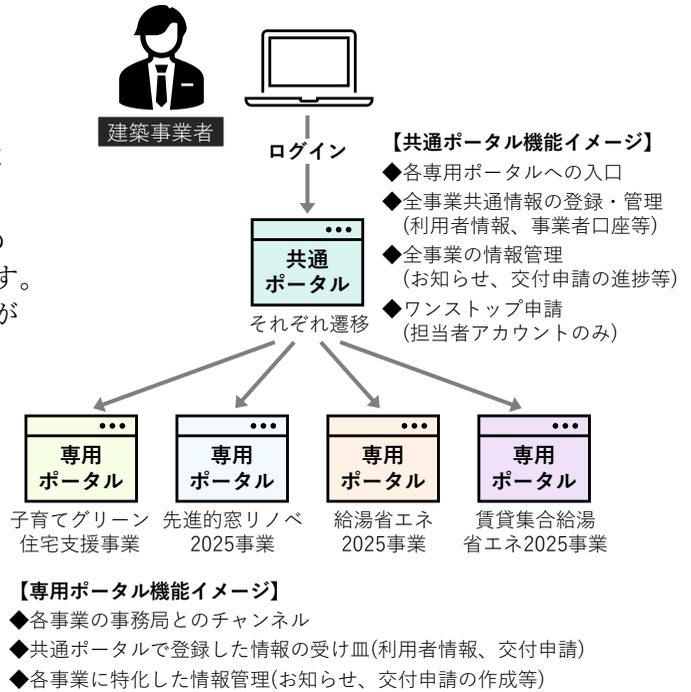
住宅省エネポータルは1つの「共通ポータル」と4つの「専用ポータル」計5つのポータルで構成されています。すべてのポータルは1つのアカウントで利用することができます。

◆共通ポータル

キャンペーン全体、4つの補助事業を一括管理するためのポータルです。
(専用ポータルの入口となります)

◆専用ポータル

各補助事業の交付申請を作成する等、それぞれを管理するためのポータルです。
なお、参加申告を行った補助事業のみ利用できます。



3-3 アカウントについて

本ポータルの利用にあたっては、本キャンペーンのホームページからアカウントの発行を受ける必要があります。

以下 a)～c)の内容を理解し、アカウントの取得を行ってください。

a) アカウントの種類

本ポータルには、異なる機能を有する「統括アカウント」と「担当者アカウント」の2種類のアカウントがあり、それぞれの目的と利用者のイメージは以下のとおりです。

なお、統括アカウントは、事業者ごとに1アカウントのみ取得し、利用してください。

(事業者登録の登録申請後、他のアカウントから当該事業者の事業者登録はできなくなります)

アカウントの種類	目的と利用者のイメージ	住宅省エネ2024 キャンペーンから継続して 参加する事業者	新規事業者
統括 アカウント	本事業の参加登録(事業者登録)、GXに対する協力表明を行い、各営業担当者が行う交付申請や補助金の受領を管理するためのアカウント。 本社の管理部門等の担当者が取得し、利用してください。(1事業者1アカウントのみ)	アカウント自動発行*1 (新規発行は不要)	2025年3月10日 登録開始
担当者 アカウント	交付申請の登録を行うためのアカウント。 消費者から必要書類を集められる営業担当者等が取得し、利用してください。(アカウント数に制限はありません)	新規でアカウント発行依頼 を行ってください (自動発行はされません)	2025年3月24日 登録開始

*1 「住宅省エネ2024キャンペーン」から継続参加している事業者の統括アカウントは、2025年3月10日より順次登録メールアドレスに対して自動発行されています。(新規にアカウント発行依頼を行うと、継続参加の扱いになりませんので、ご注意ください)

b) 各アカウントの機能

それぞれのアカウントが有する機能のイメージは以下のとおりです。

機能	統括アカウント		担当者アカウント	
事業者登録	登録可	登録申請書(要押印)、印鑑証明書等を提出	×	—
各事業への参加申告	登録可	書類等は不要	×	統括アカウントの参加事業を利用
公表情報	登録可	公表を希望する場合*1	×	—
交付申請 (予約を含む)	アカウントの連携が必要			
	×	各担当者アカウントの進捗は管理可	登録可	複数登録可
補助金振込口座	登録可	支店単位等、複数登録可	×	統括アカウントが登録した口座を選択
入金管理	すべての 交付申請	口座ごとに経理担当者を設定可 設定した場合、毎月振込通知を送付	自身が 担当している 交付申請のみ	—

*1 GXに対する協力表明を行った事業者は、【GX建築事業者】として本キャンペーンのホームページ上で必ず公表されます。

c) アカウントの連携

担当者アカウントが交付申請の登録を行うためには、事業者登録が完了した統括アカウントと結びつける「アカウント連携」が必要になります。

アカウント連携は、統括アカウントの共通ポータル上に発行される「登録事業者番号」と「連携用パスコード」を担当者アカウントの共通ポータル上で入力することで完了します。

パスコードは外部に漏れないよう、管理を行ってください。



3-4 事業者登録の手順

以下 a) b) の手続きを順に行うことで、事業者登録を行うことができます。
いずれも本ポータル上で行います。

交付申請(予約を含む)は、事業者登録が完了し、担当者アカウントとの連携後に行うことができます。

a) 住宅省エネ支援事業者の登録申請

本キャンペーンの登録事業者である「住宅省エネ支援事業者」への登録を申請します。
手続きは、統括アカウントの利用者が、本ポータル上で行い、以下の書類の提出が必要です。

書類名称	スキャン	備考
住宅省エネ支援事業者登録申請書	白黒可	<ul style="list-style-type: none"> ◆本ポータルに必要な情報を登録後、出力できます。 ◆代表者による押印が必要です。 ◆すべての事業者が提出します。
印鑑証明書	白黒可	<ul style="list-style-type: none"> ◆管轄の法務局で入手します。 ◆登録申請書と印影を照合します。 ◆住宅省エネ2024キャンペーンから継続して参加する事業者で、登録情報に変更がない場合は、流用可能です。
(法人の場合のみ) 法人の登記事項証明書	白黒可	<ul style="list-style-type: none"> ◆現在事項が確認できる必要があります*1。 ◆住宅省エネ2024キャンペーンから継続して参加する事業者で、登録情報に変更がない場合は、流用可能です。

*1 登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。

※GX志向型住宅に交付申請するためには、住宅省エネ支援事業者登録申請後にGXに対する協力表明を行う必要があります。

※**提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。**ご注意ください。

b) 子育てグリーン住宅支援事業に対する参加申告

担当者アカウントの利用者が本事業の交付申請を行うためには、
統括アカウントの利用者が本ポータルから本事業への参加申告を行う必要があります。
原則、参加申告により、グリーン住宅支援事業者としての登録は完了します。(書類提出は不要です)

補 足

□ 本事業への事業者登録の停止

グリーン住宅支援事業者として登録された後であっても、除外要件(P8~9 1-9、1-10参照)に該当する場合や、本事業の事業者登録規約に反した場合、事務局は事業者登録の停止を行うことができます。
事業者登録の停止を受けた場合、本事業の交付申請を行うことはできません。

なお、事業途中に登録停止が解除された場合においても、登録停止期間中に契約または着工した補助事業について、本事業の交付の対象にならない場合があります。

3-5 工事請負契約の締結

建築事業者(グリーン住宅支援事業者)と建築主(共同事業者)は、本事業の対象となる建築工事について、工事請負契約を締結します。

※ **工事請負契約の締結は、建築事業者の義務です。(建設業法 第19条1項)**
工事前後のトラブルを避けるためにも、必ず契約を締結してください。

3-7 交付申請の予約 任意

補助金の交付が見込まれる新築住宅*1は、交付申請の予約を行うことができます。
 交付申請の予約を行った場合、予約の有効期間内については、予算*2が確保されます。
 担当者アカウントの利用者が本ポータルを通じて手続きを行います。
 交付申請の予約は任意であり申請期間内に交付申請する場合、必ずしも予約を行う必要はありません。
 予算の執行状況を踏まえて、グリーン住宅支援事業者の責任において判断してください。

- *1 交付申請の予約に必要な書類(P47)をすべて提出できる場合に限りです。
- *2 事務局が審査し、承認した補助金額が確保されます。(審査の結果、予約時に申告した補助金額を下回ることがあります)
 交付申請の予約の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。

①予約の有効期間

交付申請の予約における有効期間は、以下 a) b) のうち、**いずれか早い日付まで**です。
 有効期間を超過した予約は失効します。(事前の通知は行いません)

- a) **交付申請の予約を事務局に提出した日から3ヶ月後**
 (例：予約を6月1日に提出した場合、9月2日0時に失効します)
- b) **2025年12月31日**

なお、事務局が審査した結果、要件を満たさないとして却下した場合、当該予約は失効となります。
 また、予約承認後に交付申請を提出した場合、交付申請により継続して予算は確保されるため、予約は失効
 となります。

当該交付申請が却下または取り下げされた場合、予算は確保されなくなります。

- ※ 有効期間を超過した予約であっても、予約の受付期間内に再度交付申請の予約を行うことができます。
 また、交付申請の受付期間内であれば、交付申請を行うことができます。
 ただし、要件外として却下された交付申請の予約を除きます。

②交付申請の予約受付期間：2025年5月14日 ～ 予算上限に達するまで(遅くとも2025年11月14日)*3

- *3 締切は予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。
 予算の執行状況により、交付申請の受付を終了した場合、その終了日と同日となります。

③手続きの時期：必要書類が揃い次第

- ※ 交付申請の予約は、担当者アカウントから本ポータル上で行います。
 登録にあたり、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。
- ※ 予約の完了はあくまでも建築着工から交付申請までの期間に予算の確保をするだけのものであり、
 交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定されない限り、補助金は交付されません。

補 足

- 予約後の交付申請**
 交付申請の予約を行った補助事業については、事務局の予約の審査が完了した後に交付申請を行うことができます。
 事務局の審査には一定期間要しますので、予めご了承ください。

※次ページへ続く

④ 交付申請の予約に必要な書類

交付申請の予約時には、以下のすべての書類を提出します。

書類は、本ポータル上にスキャンデータをアップロードすることで提出します。

凡例：●=必須 ○=該当する場合に提出

書類名称	必須	スキャン	参照ページ
子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【新築用】	●	白黒可	P58～59
工事請負契約書	●	白黒可	P60～61
建築基準法に基づく確認済証	●	白黒可	P61～62
建築基準法に基づく確認申請書	●	白黒可	P63
住宅の性能を証明する住宅証明書等(発行受付書でも可)	●	白黒可	P65～73
《GX志向型住宅を申請する場合》			
建築主の本人確認書類	○	白黒可	P74～75
《長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請する場合》			
建築主本人と家族構成が確認できる住民票(世帯票)等	○	白黒可	P76
《建替前住宅等の古家の除却を行う場合》			
解体工事の工事請負契約書*1	○	白黒可	P77～78
<建築主と解体工事の発注者が異なる場合>			
戸籍謄本	○	白黒可	P78
建替前住宅等の古家の建築物除却届*2	○	白黒可	P79
建替前住宅等の古家の不動産登記 閉鎖事項証明書*3 または 滅失の登記完了証*3	○	白黒可	P80

*1 新築の工事請負契約書に解体工事が含まれる場合、解体工事の実施を確認できる見積明細書の提出が必要です。

*2 新築住宅の建築工事届にて除却の届出を行う場合は、建築工事届(すべての面)を提出してください。

*3 解体工事が完了している場合に提出してください。

※申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求めることがあります。

※**提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となる場合があります。**ご注意ください。

⑤ 注意事項

- 同じ新築住宅について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。
(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます)
- 同じ共同事業者(共同事業実施規約における乙および丙①②)による複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含む。ただし、他の住宅におけるリフォームに係る交付申請(予約を含む)を除きます)
- 既に本事業の交付決定を受けた交付申請を取り消した場合(取下げも含む)、当該交付申請に含まれる住宅を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。
- 事務局は、上記のような重複を確認した場合、当該交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 交付申請の予約から交付申請までに補助対象の住宅、住宅の省エネ性能、共同事業者(同居する子や配偶者含む)が変更になる場合、当該予約は無効となります。
(要件を満たす場合、交付申請の予約受付期間内であれば、再度交付申請の予約を行うことができます)

3-8 建築着工

本事業における新築の建築着工日とは、根切り工事または基礎杭打ち工事に着手する日をいいます。

補 足

建築着工にあたらぬもの

地盤改良工事 / 造成工事 / 解体工事 / 足場の設置 / 資材の搬入 / 地盤調査のための掘削・ボーリングの実施
現場の整地およびやり方 / 地鎮祭の挙行 / 現場の仮囲いの設置 / 現場事務所の建設 / 既設建築物の除却

3-9 交付申請

新築住宅の建築工事に着手し、基礎工事の完了を確認した補助事業は、交付申請を行うことができます。基礎工事の完了は、建築士が確認して、本事業の指定様式「基礎工事完了確認書」を作成し、提出を行います。

担当者アカウントの利用者が本ポータルを通じて手続きを行います。

交付申請の作成にあたっては、統括アカウントとのアカウント連携を行う必要があります。

**①交付申請の受付期間 : 2025年5月14日
～ 予算上限に達するまで(遅くとも2025年12月31日)*1**

*1 交付申請の締切は、予算の執行状況に応じてホームページ等にて公表します。

※ お早めの申請をおすすめします。

②手続きの時期 : 基礎工事の完了後

※次ページへ続く

③交付申請に必要な書類

交付申請には、以下のすべての書類を提出します。

書類は、本ポータル上にスキャンデータをアップロードすることで提出します。

ただし、交付申請の予約を行っている場合、予約時に提出済みの書類の再提出は不要です。

凡例：●=必須 ○=該当する場合に提出

書類名称	必須	スキャン	参照ページ
子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【新築用】	●	白黒可	P58～59
工事請負契約書	●	白黒可	P60～61
建築基準法に基づく確認済証	●	白黒可	P61～62
建築基準法に基づく確認申請書	●	白黒可	P63
子育てグリーン住宅支援事業 基礎工事完了確認書	●	白黒可	P64
住宅の性能を証明する住宅証明書等	●	白黒可	P65～73
《GX志向型住宅を申請する場合》			
建築主の本人確認書類	○	白黒可	P74～75
《長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請する場合》			
建築主本人と家族構成が確認できる住民票(世帯票)等	○	白黒可	P76
《建替前住宅等の古家の除却を行う場合》			
解体工事の工事請負契約書*1	○	白黒可	P77～78
<建築主と解体工事の発注者が異なる場合> 戸籍謄本	○	白黒可	P78
建替前住宅等の古家の建築物除却届*2	○	白黒可	P79
建替前住宅等の古家の不動産登記 閉鎖事項証明書*3 または 滅失の登記完了証*3	○	白黒可	P80

*1 新築の工事請負契約書に解体工事が含まれる場合、解体工事の実施を確認できる見積明細書の提出が必要です。

*2 新築住宅の建築工事届にて除却の届出を行う場合は、建築工事届(すべての面)を提出してください。

*3 解体工事が完了している場合に提出してください。

※申請内容に応じて、事務局から追加書類の提出を求めることがあります。

※提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。ご注意ください。

※次ページへ続く

④注意事項

- 同じ新築住宅について、複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。
(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含みます)
- 同じ共同事業者(共同事業実施規約における乙および丙①②)による複数の交付申請(予約を含む)を重複して行うことはできません。(別アカウントによる交付申請(予約を含む)を含む。ただし、他の住宅におけるリフォームに係る交付申請(予約を含む)を除きます)
- 既に本事業の交付決定を受けた交付申請を取り消した場合(取下げも含む)、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。
- 事務局は、上記のような重複を確認した場合、当該交付申請(予約を含む)の一部または全部を、事前の通知なく却下することがあります。
- 本事業の補助金の交付を受けた、または受けようとした場合、事務局が本事業の適正な実施のために行う調査(住宅や事務所への立ち入りを含む)に協力する義務があります。
協力を拒否した場合、補助金の交付申請の却下、交付決定の取り消し、支払済の補助金の返還請求、他の補助制度への交付申請の制限等の措置を受ける場合があります。
本調査等は、事務局が本事業の交付規程および事業者登録規約(子育てグリーン住宅支援事業)等に基づいて行うものです。各規定において、本事業の交付を受けようとする、または受けたグリーン住宅支援事業者は、本調査等に協力することが定められています。
日程調整等の共同事業者とのやり取りは補助事業者が行ってください。

3-10 対象工事の着手

本事業における新築の対象工事の着手日とは、補助対象住宅の建築において、基礎工事より後の工程の工事に着手する日をいいます。

2024年11月22日以降に対象工事に着手したものが補助対象となります。

補 足

□ 対象工事の具体例

- ◆2024年11月21日以前に**着手可能**な工事： 杭/基礎 / 地下室 / 基礎断熱 / 足場等の仮設 / 給排水 / 電気土台敷(一体的に実施される床工事含む) / 外構
- ◆2024年11月21日以前に**着手不可**の工事： 地上階の柱 / 壁 / 梁 / 屋根

3-11 交付決定

事務局は、交付要件を満たす補助事業に対し、交付申請後、申請内容に不備等がなければ1.5~2ヶ月程度で補助金の交付を決定し、『交付決定通知書(様式4)』を本ポータルにて発行し、担当者アカウントの利用者にメールで通知します。(建築主に対しても交付決定を通知する『交付決定のお知らせ』を郵送します)

同時に保管用の『交付申請書(様式2)』が作成され、これらの書類は本ポータルからダウンロードできるようになります。

◀交付決定通知書のイメージ▶



補 足

□ 交付申請の取下げ

交付決定後、何らかの事情により必要になる場合には交付申請の取下げを申告できます。取下げを希望する場合は事務局の指示に従い、『取下げ申請書(様式7)』を提出してください。(交付決定前の取下げについては、当該書類の提出は不要です。本ポータルから却下依頼を行うことができます)

ただし、本事業の交付決定を受けた交付申請を取り下げた場合、当該交付申請に含まれる工事を補助対象として再度交付申請(予約を含む)を行うことはできません。申請額の記載漏れ等の場合も同様です。

3-12 出来高(一定以上の出来高の工事完了)の報告

本事業は、2026年1月31日までに一定以上の出来高の工事完了(以下、「出来高の工事完了」という)が必要です。補助事業者が出来高の工事完了を確認のうえ、住宅省エネポータルにて出来高の報告を行います。

※ 当該期日までに完了報告が提出されている場合は、出来高の工事完了が報告されているものとみなします。

① 出来高の工事完了

本事業において、出来高の工事完了とは、基礎工事より後の工程の工事の出来高が、補助額以上であることをいいます。計算方法は以下のとおりです。

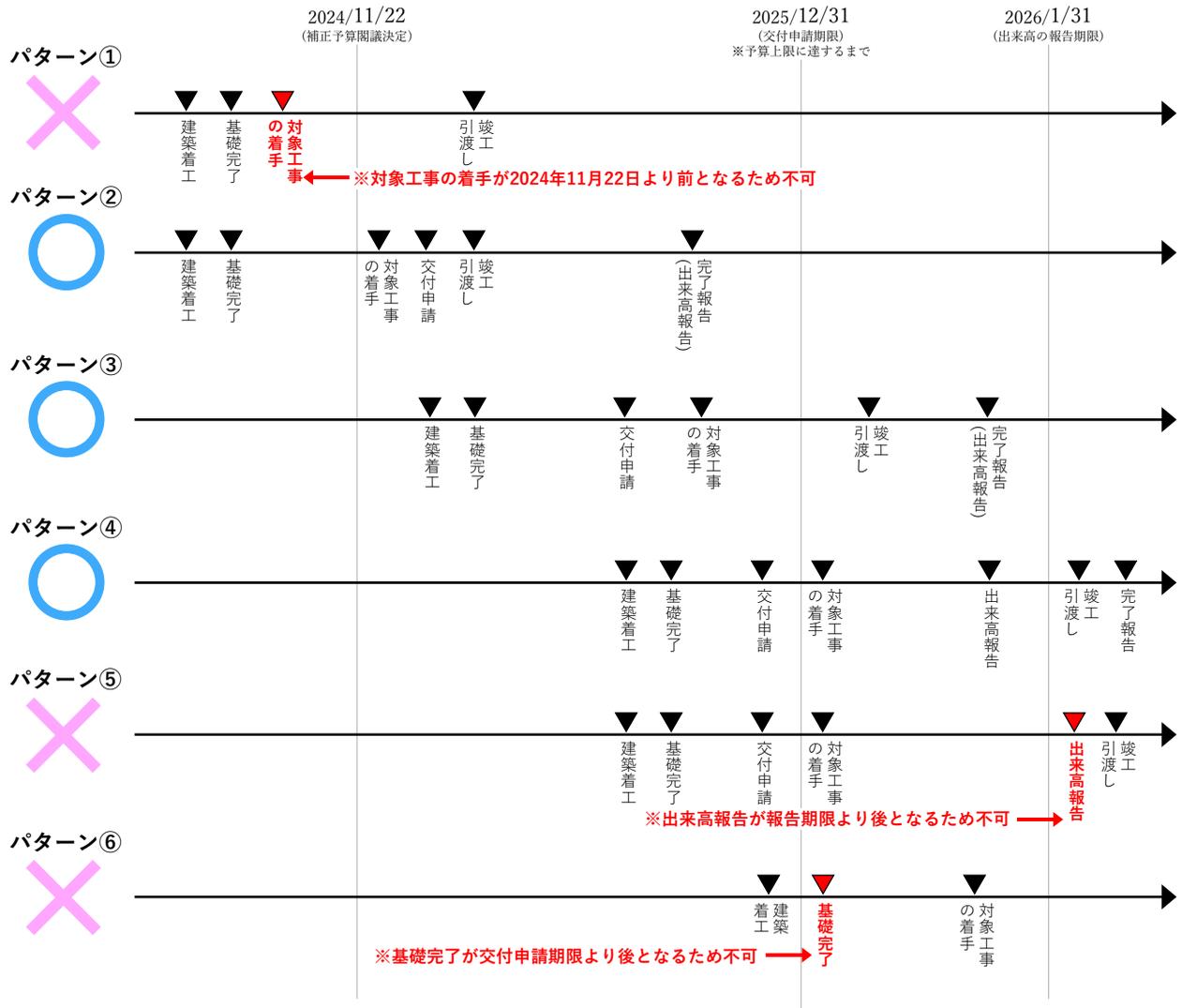
$$\text{基礎工事より後の工程の建物価額(税込)} \times \text{出来高(}\circ\text{\%)} \geq \text{1住戸あたりの補助額}^*1 \times \text{総戸数}^*2$$

- *1 共同住宅の場合は、当該建物の住戸の中で最も高い補助額です。
- *2 戸建住宅は、1住戸です。共同住宅は総住戸数(申請しない住戸を含む)です。

※次ページへ続く

② 出来高の報告期間：交付申請提出時～2026年1月31日まで

《補助対象期間と出来高の報告の例》



補 足

- 工事の出来高に含められない費用について**
 工事請負契約書に含まれる費用であっても、以下に例示するような費用は工事の出来高に含めることはできません。
 - ◆住宅の建設にあたらぬ工事の費用(地盤改良、古家の除却、外構工事 等)
 - ◆住宅の建築現場で行われない製造等の費用(木材のプレカット、住宅設備の製造 等)
- 二世帯住宅の出来高の工事完了について**
 二世帯住宅において、住戸あたりの補助額に総戸数を乗じた金額以上の出来高の工事完了で工事の出来高を確認する場合、以下ようになります。
 - ※例 ・GX志向型住宅を申請
 - ・二世帯住宅1棟の基礎工事より後の工程の建物価額：1億円
 - ・総戸数：2戸

出来高が320万円以上で補助額以上の工事完了とみなす
 ※パーセンテージで3.2%以上
 (出来高 ≧ (160万円 × 2戸) ÷ 1億円)
- 出来高報告の未報告**
 出来高の報告期間内に出来高の報告が確認できない場合、事務局は当該交付申請を却下し、既に交付決定されている場合は、当該交付を取消します。

3-13 実績報告(兼、請求)/ 補助金額の確定・交付(振込)

事務局は、交付決定を行い、出来高の報告が確認できた補助事業について、右表の時期のいずれか早い時期にグリーン住宅支援事業者の指定口座に振込を行います。
(当月20日締め、翌月末日払い予定)

いずれか早い方	2025年度末 ※2026年3月末ごろ振込	交付された補助金は原則、建築代金の最終支払の一部に充当することで建築主に還元することになっており、それまでの間、建築事業者が留保する必要があります。
	完了報告の審査完了 ※当月20日締、翌月末日払い予定	

補助要件を満たさない変更(契約の解除等)が生じた場合、交付決定通知書に記載された「取下げ期日」までに、交付決定の取下げを行う必要があります。

交付決定の取下げが行われない場合は、補助事業の実績報告(兼、補助金の請求)がなされたものとして取り扱います。当該実績報告に基づき補助金を確定し、振込を行います。

グリーン住宅支援事業者は、予め「共同事業実施規約」において両者で同意した方法により、共同事業者に還元します。

振込にあたっては、事前に担当者アカウントの利用者にメールで通知します。
(統括アカウントの利用者または口座に設定された経理担当者に、口座単位の振込明細*1を郵送します)

*1 各郵送物のイメージはP84~85をご参照ください。

同時に保管用の『実績報告書(兼、請求書)』(様式5)および『交付額確定通知書』(様式6)が作成され、これらの書類は本ポータルからダウンロードできるようになります。

《実績報告書(兼、請求書)のイメージ》

《交付額確定通知書のイメージ》

交付決定後であっても、申請内容に確認事項や疑義等(調査含む)が発生した場合、交付額確定および補助金の交付(振込)を保留することがあります

3-14 完了報告

完了報告期限までに補助対象事業を終了し、完了報告の提出を行ってください。

①完了報告の期間

- ◆戸建住宅 : 交付決定～2026年7月31日
- ◆共同住宅で階数*1が10以下 : 交付決定～2027年4月30日
- ◆共同住宅で階数*1が11以上 : 交付決定～2028年2月29日

*1 階数とは建築物の地下を含めた階数のことです。(例：地下1階、地上9階の建物の階数は10)

②完了報告の必要書類

完了報告時には、以下のすべての書類を提出します。

凡例：●=必須 ○=該当する場合に提出

書類名	必須	スキャン
建築基準法に基づく検査済証	●	白黒可
共同事業者の住民票(長期優良住宅・ZEH水準住宅の場合は世帯票でも可)	●	白黒可
《共同住宅の場合》		
不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本(所有権保存登記されているもの)*2	○	白黒可
《GX志向型住宅を申請した場合》		
HEMSコントローラの本体写真等	○	カラー
《建替前住宅等の古家の除却を行った場合》		
建替前住宅等の古家の不動産登記 閉鎖事項証明書*3 または 減失の登記完了証*3	○	白黒可

*2 登記情報提供サービスの出力やキャプチャでも可。

*3 交付申請時に提出済の場合は提出不要です。

※提出書類の画像が粗く、内容の確認が難しい場合、不備となることがあります。ご注意ください。

③完了報告方法

本事業の専用ポータル上にて手続きを行ってください。

補 足

- 完了報告の未提出について
完了報告の提出がない場合、事務局は当該交付申請のグリーン住宅支援事業者である建築業者に補助金の返還を求めます。

3-15 書類の保管

グリーン住宅支援事業者である建築事業者は、本事業の関連書類について、本事業の交付を受けた年度終了後5年間、以下の書類について保管が必要です。(本事業は、会計検査院による検査の対象になる場合があります。書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります)

なお、補助事業に要した費用について、他の経理と明確に区分し、その収入および支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入および支出に関する証拠書類を整理し、これらの帳簿および書類も本補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存が必要です。

No.	書類名称	
1	様式 2	交付申請書
2	様式 4	交付決定通知書*1
3	様式 5	実績報告書(兼、請求書)
4	様式 6	交付額確定通知書*1
5	交付申請の 提出書類	子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【新築用】
6		工事請負契約書
7		建築基準法に基づく確認済証
8		建築基準法に基づく確認申請書
9		子育てグリーン住宅支援事業 基礎工事完了確認書
10		住宅の性能を証明する住宅証明書等
		《GX志向型住宅を申請する場合》
11		建築主の本人確認書類
		《長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請する場合》
12		共同事業者の同居が確認できる住民票
		《建替前住宅等の古家の除却を行う場合》
13		解体工事の工事請負契約書
14		<建築主と解体工事の発注者が異なる場合> 戸籍謄本
15		建替前住宅等の古家の建築物除却届
16		その他、交付申請時に提出を求められた書類

手続きの進捗に応じて住宅省エネポータルからダウンロードできます。

※次ページへ続く

*1 本事業の交付を受けた建築主(共同事業者)が確定申告の際に、提出を求められることがあります。必要に応じて建築主(共同事業者)に配布してください。(確定申告の詳細は税務署にご確認ください。事務局は書類の再発行には応じられません)

No.	書類名称	
17	完了報告の 提出書類	建築基準法に基づく検査済証
18		共同事業者の住民票(長期優良住宅・ZEH水準住宅の場合は世帯票)
		《共同住宅の場合》
19		不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本(所有権保存登記されているもの)
		《GX志向型住宅を申請した場合》
20		HEMSコントローラの本体写真等
		《建替前住宅等の古家の除却を行う場合》
21		建替前住宅等の古家の不動産登記 閉鎖事項証明書 または 減失の登記完了証
22	その他、完了報告時に提出を求められた書類	

補 足

□ 取得財産等の処分の制限と管理

《GX志向型住宅の場合》

本事業の交付を受けた共同事業者および補助事業者は、補助金の交付の目的および減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、完了報告の提出から6年間においては、本事務局の承認なく、本事業の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはいけません。

《長期優良住宅・ZEH水準住宅の場合》

本事業の交付を受けた共同事業者および補助事業者は、補助金の交付の目的および減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、完了報告の提出から10年間においては、本事務局の承認なく、本事業の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはいけません。

ただし、いずれの住宅の場合でも本事業の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡または貸し付け等を行う場合、または災害や火災により使用できなくなった場合や、立地上または構造上危険な状態にある場合の取り壊しまたは廃棄に該当する場合を除きます。上記に該当する可能性がある場合、事前に事務局にご相談ください。

なお、本事業で交付された補助金は共同事業者へ還元されることから、「子育てグリーン住宅支援事業補助金(GX志向型住宅)交付規程」第18条第2項に規定する取得財産等明細書の提出は不要とします。



子育てグリーン住宅
支援事業

注文住宅の新築

A

交付
申請

第4章 提出書類の詳細

【本手引きの注釈記号の扱い】

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

◀ 提出書類一覧 ▶

	提出			書類名称	スキャン	参照 ページ
	予約あり		予約なし			
	予約時	予約後 交付申請	交付申請 のみ			
Ⓐ	●	—	●	子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【新築用】	白黒可	P58～59
Ⓑ	●	—	●	工事請負契約書	白黒可	P60～61
Ⓒ	●	—	●	建築基準法に基づく確認済証	白黒可	P61～62
Ⓓ	●	—	●	建築基準法に基づく確認申請書	白黒可	P63
Ⓔ	—	●	●	子育てグリーン住宅支援事業 基礎工事完了確認書	白黒可	P64
Ⓕ	●	—	●	住宅の性能を証明する住宅証明書等	白黒可	P65～73
◀ GX志向型住宅を申請する場合 ▶						
Ⓖ	○	—	○	建築主の本人確認書類	白黒可	P74～75
◀ 長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請する場合 ▶						
Ⓕ	○	—	○	建築主本人と家族構成が確認できる住民票(世帯票)等	白黒可	P76
◀ 建替前住宅等の古家の除却を行う場合 ▶						
Ⓖ	○	—	○	解体工事の工事請負契約書	白黒可	P77～78
Ⓖ	○	—	○	<建築主と解体工事の発注者が異なる場合> 戸籍謄本	白黒可	P78
Ⓖ	○	—	○	建替前住宅等の古家の建築物除却届	白黒可	P79
Ⓖ	○	—	○	建替前住宅等の古家の不動産登記 閉鎖事項証明書*1 または 減失の登記完了証*1	白黒可	P80

*1 解体工事が完了している場合にご提出ください。

※ ●は必須提出書類

※ ○は該当する場合に提出する書類

※ 申請内容に応じて、事務局から追加書類を求めることがあります。

※ 次ページ以降に記載の **指定様式** は本事業指定様式の書類です。様式は本事業のホームページよりダウンロードできます。

補 足

□ アップロードするファイルについての注意事項

- ◆1ファイルあたり5MB以下としてください。(必要に応じて分割してください)
- ◆ファイル形式はJPEG、GIF、PNG、PDFのいずれかです。
- ◆天地が正しく保存されたファイルを添付してください。(横向き書類は受理されないことがあります)
- ◆**文字が鮮明に読めるファイルを添付してください。**(不鮮明な書類は受理されないことがあります)
- ◆添付タイプごとにまとめてください。
(「共同事業実施規約」と「契約書」を1つのファイルにまとめることは不可)

A 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ **子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【新築用】** 白黒可

指定様式

入手 建築事業者(補助事業者)

(1枚目)

(2枚目)

(3枚目)

子育てグリーン住宅支援事業事務局 様

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約【新築用】

子育てグリーン住宅支援事業(以下「本事業」という。)に係る補助金の交付を受けるため、甲(グリーン住宅支援事業者)として登録を受けた建築事業者又は販売事業者)及び乙(甲と本事業に係る工事請負契約又は不動産売買契約を締結する者)は、事務局が別に定める、共同事業実施規約(以下「本規約」という。)に基づく取り決め事項に同意し、本事業を共同で行うことを届出します。

本規約に基づく取り決め事項については、交付申請する新築住宅の種別に応じて、それぞれ下表において区分する別紙において定めるものとします。

甲及び乙は、本規約(別紙を含む)を作成し、署名又は押印のうえ、それぞれ「書封」し、その写しを事務局に提出するものとす。

(表)交付申請する新築住宅

注文住宅	別紙① 新築注文・分譲用
新築分譲住宅(通常の交付申請に該当)	別紙② 新築分譲条件付交付申請用
新築分譲住宅(条件付交付申請に該当)	別紙③ 新築賃貸用

1 締結日 令和 7 年 〇 月 〇 日

【甲】:補助事業者(建築事業者/販売事業者) 株式会社子育てグリーン住宅

代表者 子育てグリーン【甲】

住所 〒100-9999 東京都千代田区霞が関1丁目2025番1号

【乙】:共同事業者(建築主/購入者) 氏名 注文 太郎【乙】

住所 〒100-XXXX 東京都港区△△町 1-1-1

2 3

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約・別紙①

4 申請に当たり両者で確認を行うべき事項

①補助金の還元方法* (i)本件契約に係る【乙】の【甲】に対する債務(支払)に充当する方法 (ii)【甲】に現金で支払う方法

②各費用および想定される補助金の額 ※取組内容に変更が生じた場合は、変更後の内容で再締結し、完了報告時に提出すること

a)契約金額* 50,000,000 円

b)住宅の省エネ性能と補助金額* GX志向型住宅:補助金額160万円(古家の除却による加算なし) 長期優良住宅:補助金額80万円(古家の除却が伴う場合100万円) ZEH水準住宅:補助金額40万円(古家の除却が伴う場合60万円)

c)申請手続きに伴い【乙】が【甲】に支払う手数料* 手数料の請求なし 手数料の請求あり 金額()円

③建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルについて* 【甲】から、省エネ性能ラベルの概要の説明を受け、引渡し時における当該ラベルの配布について取り決めた。

④蓄電池の設置について* 【甲】から、新築住宅へ蓄電池を設置する場合に併用可能な国の補助制度として資源エネルギー庁所管の「DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業」がある旨の説明を受けた。

DRリソース導入のための家庭用蓄電システム導入支援事業についてはこちら: <https://dr.battery.ri.go.jp/>

蓄電池が設置される場合のみ記入 蓄電池が設置されない場合のみ記入

⑤乙の親族(丙)の氏名について

丙①*	フリガナ チョウセン ハナコ	氏名 注文 花子【丙①】
丙②*	フリガナ	氏名 【丙②】

5 6

子育てグリーン住宅支援事業 共同事業実施規約・別紙①

7 取り決めを確認します。

8 5条(本規約の締結)

9 6条(補助金の返還等)

10 8条(乙の義務)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 規約の締結日が記入されていること
- ② i) 建築事業者の事業者名、代表者、住所が記入され、押印(法人印)されていること(個人事業主は実印)
- ii) 補助事業者【甲】と一致すること
- ③ i) 建築主の氏名、住所が記入され、押印(または自署による署名)されていること
- ii) 共同事業者【乙】と一致すること
- ④ 以下項目についてチェックが入っていること、必要事項が記入されていること
 - i) 補助金の還元方法
 - ii) 各費用および想定される補助金の額
 - iii) 建築物省エネ法に基づく省エネ性能ラベルについて
- ⑤ 蓄電池の設置についてチェックが入っていること
- ⑥ i) 建築主と同居する子または配偶者等の氏名が記入されていること
- ii) 共同事業者【丙】と一致すること

《蓄電池を設置する場合》

⑤ 蓄電池の設置についてチェックが入っていること

《長期優良住宅・ZEH水準住宅を申請する場合》

- ⑥ i) 建築主と同居する子または配偶者等の氏名が記入されていること
- ii) 共同事業者【丙】と一致すること

※次ページへ続く

補 足

□ 共同事業実施規約の記入時における注意点

《各費用および想定される補助金の額の記入についての注意点》

- ・ a) 契約金額は、交付申請する対象住宅に行う工事の総額(税抜)*1を記入してください。
(分離発注の場合は、代表事業者が行う工事の費用を記入してください)
補助金の還元方法が、工事代金の支払いから差し引く場合、補助金額を含まない金額を記入してください。
- ・ b) 住宅の省エネ性能と補助金額は、交付申請(予約を行う場合は予約の提出)時における補助金額*1に応じて記入してください。
- ・ c) 甲乙両者で合意した手数料*1を記入してください。

*1 交付申請(予約を行う場合は予約の提出)時以降に金額が変更となった場合は、変更後の金額に訂正を行ってください。
(訂正する場合、共同事業者の了承と、双方での書類の保管が必要です。なお訂正印は不要です)
なお、完了報告時に、変更後の内容にて共同事業実施規約を再締結し、提出してください。
(訂正印の有無に関わらず、訂正は認めません)

《共同事業実施規約における【甲】の注意点》

- ・ 工事請負契約を締結した役職の方が記名・押印してください。(必ずしも法人の代表者である必要はありません)
- ・ 分離発注で住宅を建築する場合、「構造耐力上主要な部分(基礎を除く)の工事を行う事業者」のうち、「最も請負金額が高い事業者」が「代表事業者」として【甲】となり締結を行ってください。

《共同事業実施規約における【乙】の注意点》

- ・ 連名で発注し、契約を締結している場合、代表者が記名・押印してください。
(自署による署名の場合、押印は不要です)
- ・ 長期優良住宅・ZEH水準住宅の場合は、共同で交付申請する【丙①②】の申告について、責任を負います。

《共同事業実施規約における【丙】の注意点》

- ・ GX志向型住宅の場合は記入不要です。
- ・ 乙が丙に代わり記名してください。(丙の自署である必要はありません)

□ 共同事業実施規約の締結日について

共同事業実施規約は、対象住宅の工事請負契約と同時に締結されることが望ましいですが、やむを得ない場合、工事請負契約の締結日と一致しなくても構いません。

□ 条項の追加について

共同事業実施規約に定めのない事項について両者で合意を行う場合、別途覚書等を取り交わしてください。
(共同事業実施規約は指定様式であり、グリーン住宅支援事業者や共同事業者が変更することはできません)

B

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

工事請負契約書

白黒可

入手 建築事業者(補助事業者)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 工事請負契約の原契約であること
(変更契約により要件を満たすことが確認できる場合は、原契約書と併せて変更契約書を提出)
- ② 工事請負契約の締結日の記載があり、建築着工前であること
- ③ 工事場所の記載があり、新築する住宅の所在地と一致すること
- ④ 工事発注者(注文者)の記名・押印があり、共同事業者であること
(記名が自署の場合は押印無しでも可)
- ⑤ 工事請負者(受注者)の記名・押印があり、補助事業者であること
- ⑥ 以下が確認できること
 - ・新築工事であること
 - ・工事代金

※上記②～⑥の内容が確認できる場合、売買契約書等でも可。

補 足

□ **注文書・注文請書による契約の締結について**

工事請負契約を、建築主が作成する「注文書」および建築事業者が作成する「注文請書」を取り交わすことで締結した注文住宅の新築についても補助対象になります。ただし、それぞれの書類について、以下の確認項目が確認できるものに限り、以下の確認項目が確認できるものに限り。なお、契約締結日は注文請書の日付(請負日)とします。

《注文書》

入手 建築事業者(補助事業者)

《注文請書(請書)》

入手 建築主(共同事業者)



必ずセットで提出

注文者(建築主)が建築事業者に対して、工事の発注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限り。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 注文日
- ② 工事場所(=新築する住宅の所在地と一致)
※ 注文者欄の住所が対象住宅の所在地である場合、省略可能
- ③ 工事発注者(注文者)の署名または記名・押印があり共同事業者であること
- ④ 工事請負者(受注者)の事業者名(個人の場合、氏名)があり、補助事業者であること
- ⑤ 新築住宅工事を含んだ契約であることがわかる記述
- ⑥ 注文した工事の金額

建築事業者が注文者(建築主)に対して、工事の受注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限り。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 請負日(=契約締結日)
- ② 工事場所(=新築する住宅の所在地と一致)
- ③ 工事発注者(注文者)の氏名があり、共同事業者であること
- ④ 工事請負者(受注者)の事業者名(個人の場合、氏名)と押印があり補助事業者であること
- ⑤ 注文書に記載された工事の請書であることがわかる記述(書類の管理番号や工事名称等の一致で確認できる等)
- ⑥ 請け負った工事の金額(注文書の金額と一致すること)

※次ページへ続く

補足 ※続き

□ 工事請負契約(注文書・注文請書を含む)の電子契約について

本事業の補助対象となる注文住宅の新築について、提出される工事請負契約は電子契約にて締結されたものでも構いません。
ただし、提出する契約書の紙面上において、確認事項のすべてが確認できるものに限り、特に以下の事項にご注意ください。

◆契約日は提出する契約書上に記載を求めます。

(電子契約システム上のタイムスタンプは、必ずしも契約日に該当しないので不可)

◆契約者の署名又は押印が契約書上で確認できない場合、電子契約システム上の締結証明画面や管理画面等の提出を求めます。

※契約日の記載されない電子契約については、P82~83を参照ください。

□ 分離発注について

建築主から複数の建築事業者へ工事を分割して発注(いわゆる分離発注)し、住宅を建築する場合は代表事業者と建築主が締結した工事請負契約書を提出してください。

※代表事業者はグリーン住宅支援事業者として登録している必要があります。



予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

建築基準法に基づく確認済証

白黒可

入手 特定行政庁または 指定確認検査機関

第十五号様式(第三條の四関係)
建築基準法第6条の2第1項の規定による
確認済証
第 000-000000000000 号
令和 0年 00月 00日
〇〇〇〇〇〇 様
株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇

下記による計画は、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 建築場所、設置場所又は築造場所	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
2. 建築物、工事又は工作物の名称	〇〇〇〇〇〇〇
(1)建築物の名称	一戸建ての住宅
(2)主要用途	専業
(3)工事種別	新築
(4)延べ面積	a. 申請部分 000.00 m ² b. 申請以外の部分 0.00 m ² c. 合計 000.00 m ²
(5)申請機数	1機
(6)上たる建築物の構造	木造
(7)上たる建築物の階数	地階を除く階数(地上階数) 0 階 地階の階数 0 階

3. 確認を行った確認検査科氏名 〇〇〇〇
4. 適合特定通知書の番号
5. 適合特定通知書の交付年月日
6. 適合特定通知書の交付者

(注)この証は、大切に保存してください。

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 建築基準法第6条第1項もしくは第6条の2第1項の規定による確認済証であること
- 2 「建物の用途」が「一戸建ての住宅」「共同住宅」「長屋」のいずれかであること
(「寄宿舍」「老人ホーム」「老人福祉施設」「倉庫」「旅館」等は不可)
- 3 「工事種別」が「新築」であること
(増築、改築、大規模の修繕等によるものは原則不可)
- 4 「建物の所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること
- 5 住戸の「延べ面積」の申請部分が50㎡以上240㎡以下であること

補足

□ 確認済証における「増築」「改築」について

別棟の建築等、建築確認上「増築」と扱われる住宅であっても、建築された当該建物が住宅瑕疵担保履行法の資力確保措置等に準ずる新築住宅と確認できる場合は対象となります。

確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合は、事務局にご相談ください。

(別途、住宅瑕疵担保責任保険の保険証券等を求める場合があります。)

□ 確認済証で要件の確認ができない場合

確認済証の内容は発行機関により異なるため、上記の②・③・⑤に関する内容の記載がない書類が発行される場合があります。

その際は、確認済証に添えて交付される「確認申請書の副本・添付図書・添付書類」によって確認を行います。

また併用住宅で確認済証から住宅部分の床面積が判別できない場合も同様です。

なお、二世帯住宅や賃貸を含む住宅等、交付申請する住宅の面積が確認できない場合、図面等の提出を求める場合があります。

※次ページへ続く

建築確認が不要な地域の場合

都道府県(市区町村)の受領印がある建築基準法に基づく建築工事届(すべての面)
または 都道府県(市区町村)の受領印がない建築基準法に基づく建築工事届(すべての面)
および都道府県(市区町村)の発行印のある建築工事届証明願

《建築工事届》

入手 市区町村

(第一面)

(第二面)

(第三面)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 すべての面(第一面～第三面)が揃っていること
- 2 都道府県(市区町村)の受領印もしくは発行印があること
- 3 第二面の【3.敷地の位置】の【イ.地名地番】に記載されている内容が、新築する住宅の所在地と一致すること
- 4 第二面【3.敷地の位置】の【ロ.都市計画】のいずれかにチェックされていること
- 5 第二面の【4.工事種別】が「新築」であること
- 6 第二面の【5.主要用途】に「住宅」が含まれていること

補足

- 建築工事届等を交付申請(予約を含む)時に提出する場合は、完了報告にて「不動産登記における建物の登記事項証明書」の提出が必要です。
- 建築工事届の「建築確認」に記載がある場合、確認済証が発行されているため、建築工事届等の書類では交付申請できません。
- 建築工事届に受領印がなく、自治体が発行印のある建築工事届証明願を発行していない場合、受領印のない建築工事届および本事業の指定様式である「理由書」を提出してください。(指定様式は本事業のホームページよりダウンロードできます)

《理由書(建築工事届)》

入手 建築事業者(補助事業者)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 書類作成年月日が記載されていること
- 2 建築事業者(補助事業者)の事業者名、住所、電話番号がすべて記載されていること
- 3 補助対象住宅(新築する住宅)の住所が記載されていること
- 4 受領印がない理由のいずれかにチェックがされていること
- 5 建築工事届を発行した特定行政庁の情報が記載されていること

□ GX志向型住宅の共同住宅を申請する場合

住宅用途部分が過半を占める階数を確認するため、すべての階の平面図および求積図を提出してください。

D

予約時 予約後交付申請 交付申請のみ

建築基準法に基づく確認申請書

白黒可

入手 特定行政庁または指定確認検査機関



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① すべての面(第一面～第六面)が揃っていること
 - ② 第三面の【1.地名地番】が新築する住宅の所在地と一致すること
 - ③ 第三面の【3.都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】のいずれかにチェックがされていること
- 《GX志向型住宅を申請する場合》
- ④ 共同住宅の場合、建物のすべての階において、第五面の【7.用途別床面積】が記載されていること

補足

- **確認済証発行後または確認申請書提出後に、建物の建築計画が変更になった場合**
計画変更前の確認申請書、最新の確認済証と併せて、計画変更確認申請書や変更届を提出してください。

《計画変更確認申請書》

入手 特定行政庁または指定確認検査機関



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 変更前の「確認申請書」が添付されていること
- ② 確認済証が1枚の場合は、最新の確認済証が添付されていること
- ③ 確認済証の発行日が「計画変更確認申請書(変更届)」の第一面の【計画を変更する建築物の直前の確認】以降であること
- ④ 確認申請書(第一面)と計画変更確認申請書(第一面)の「申請者氏名」が一致すること
- ⑤ 第三面の【1.地名地番】【2.住居表示】が新築住宅の所在地と一致していること
- ⑥ 第三面の【3.都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】のいずれかにチェックがされていること
- ⑦ 第三面の【8.主要用途】に「住宅」が含まれていること
- ⑧ 第三面の【9.工事種別】の「新築」にチェックがされていること

- **工事種別について**
確認申請書と住宅瑕疵担保履行法上の扱いが異なる場合、住宅瑕疵担保責任保険の保険証券等を提出してください。
- **都市部狭小地等の確認について**
GX志向型住宅の戸建住宅において、都市部狭小地等に該当する場合、確認申請書の第三面【5.その他の区域、地域、地区又は街区】に必要な情報が記載されている必要があります。

F

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

住宅の性能を証明する住宅証明書等

白黒可

申請タイプや住宅の性能により、以下㉗～㉙のいずれかの書類を提出してください。

申請タイプ	住宅証明書等の書類	参照
GX志向型住宅	㉗ BELS評価書 (住棟および住戸 / GX志向型住宅の要件を満たすもの)	P66
長期優良住宅	㉘ 長期優良住宅建築等計画認定通知書 ※予約時：長期使用構造等である旨の確認書でも可	P67
ZEH水準住宅	㉙ BELS評価書 (断熱性能の評価が5以上かつエネルギー消費性能『再エネなし 削減率』が20%以上となっているもの)	P68
	設計住宅性能評価書または建設住宅性能評価書 ㉚ (断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの) または住宅省エネルギー性能証明書	P69
	㉛ 低炭素建築物新築等計画認定通知書*1 ※予約時：低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証でも可	P70
	㉜ 性能向上計画認定通知書*1 ※予約時：性能向上計画に係る技術的審査適合証でも可	P70
	㉝ フラット35S適合証明書 および竣工現場検査申請書・適合証明申請書(すべての面)*2 ㉞ または フラット35S設計検査に関する通知書 および設計検査申請書(すべての面)*2	P71 ~72

*1 戸建住宅に限ります。

*2 金利プランがZEHの場合、戸建住宅に限ります。

補 足

- 証明書の入手にはそれぞれ発行手数料が必要です。(手数料は、各機関等にお問い合わせください)
- 交付申請に必要な証明書類は、補助金の交付を約束するものではありません。
(他の要件を満たさない場合、交付申請期限に間に合わない場合等)
- ㉗、㉙、㉚、㉜の証明書について
予約時において各証明書の発行依頼を行っている場合で、本事業用の「新築住宅の省エネ性能等を証明する書類発行受付書」の発行が受けられる場合、交付申請の予約を行うことができます。(引受承諾書等は不可)
ただし、交付申請時には各証明書の提出が必要です。
なお、登録住宅性能評価機関等によっては、本事業用の発行受付書の発行を行っていないことがあります。
予め登録住宅性能評価機関等にご確認ください。

◀ 新築住宅の省エネ性能等を証明する書類発行受付書 ▶

入手 登録住宅性能評価機関等

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 発行者の情報が記載されていること
- ② 建築事業者(補助事業者)の事業者名が記載されていること
- ③ 住宅の所在地が新築する住宅の所在地と一致すること
- ④ 証明書の受付日、発行期日が記載されていること
- ⑤ 発行の依頼を受けた証明書に、申請タイプや住宅の形態に応じたチェックがされていること

ア GX志向型住宅 BELS評価書 (GX志向型住宅の要件を満たすもの)

入手 BELS登録機関

≪BELS評価書(住戸)≫

建築物の省エネルギー性能のBELS評価書

第三者評価 BELS

建築物省エネルギー性能評価機関

住宅(住戸)

物件概要
 建物名称: ○○○○建設株式会社
 (〒000000-0000-0000-0000)
 所在地: ○○○○
 地域の区分: 6地域
 階数: 地上3階/地下1階
 延床面積: 101.08㎡

申請者
 長名又は名称: ○○○○建設株式会社
 一般庶務担当: ○○○○建設株式会社
 代表取締役: ○○○○建設株式会社
 所在地: 東京都○○○区○○○

評価概要
 評価対象: 住戸
 評価方法: 1.一次エネルギー消費性能評価(住宅用) (平成23年告示)
 2.断熱性能評価(住宅用) (平成23年告示)

達成項目
 ZEH水準
 エネルギー消費性能がZEH水準、太陽光発電の売電分も含めてエネルギー収支がゼロ以下を達成

再エネ設備
 設置あり

評価情報
 評価年月日: 2024年4月1日 | 評価発行番号: 000-0000-00-00000
 評価機関名: ○○○○評価機関
 評価員名: ○○○○

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 BELS登録機関が発行した評価書であること
 - 2 「物件概要 所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること
- ≪戸建住宅の場合≫
- 3 「評価概要 評価対象」が「住宅(住戸)」であること
 - 4 「エネルギー消費性能 再エネなし削減率」が「35%以上」であること
 - 5 「断熱性能」が「6以上」であること
 - 6 「エネルギー消費性能 再エネあり(自家消費分+売電分)削減率」が住宅の立地に応じて下表のとおりであること

一般(右記以外)	寒冷地 または低日射地域	多雪地域 または都市部狭小地等
100%以上	75%以上	(要件なし)

≪共同住宅の場合≫

- 3 「評価概要 評価対象」が「住宅(住戸)」および「住宅(住棟)」であること
- 4 住戸における「エネルギー消費性能 再エネなし削減率」が「35%以上」であること
- 5 住戸における「断熱性能」が「6以上」であること
- 6 住棟における「エネルギー消費性能 再エネあり(自家消費分+売電分)削減率」が共同住宅の規模に応じて下表のとおりであること

住宅用途部分が占める階数		
3以下	4・5	6以上
75%以上	50%以上	(要件なし)

≪BELS評価書(住棟)≫

建築物の省エネルギー性能のBELS評価書

第三者評価 BELS

建築物省エネルギー性能評価機関

住宅(住棟)

物件概要
 建物名称: ○○○○アパルトメント
 (〒000000-0000-00-0000)
 所在地: 東京都○○○区○○○
 地域の区分: 6地域
 階数: 地上3階/地下1階
 延床面積: 1000.08㎡
 住戸数: 5戸

申請者
 長名又は名称: ○○○○建設株式会社
 一般庶務担当: ○○○○建設株式会社
 代表取締役: ○○○○建設株式会社
 所在地: 東京都○○○区○○○

評価概要
 評価対象: 住棟
 評価方法: 1.一次エネルギー消費性能評価(住宅用) (平成23年告示)
 2.断熱性能評価(住宅用) (平成23年告示)

達成項目
 ZEH水準
 エネルギー消費性能がZEH水準、太陽光発電の売電分も含めてエネルギー収支がゼロ以下を達成

再エネ設備
 設置あり

評価情報
 評価年月日: 2024年4月1日 | 評価発行番号: 000-0000-00-00000
 評価機関名: ○○○○評価機関
 評価員名: ○○○○

1

長期優良住宅

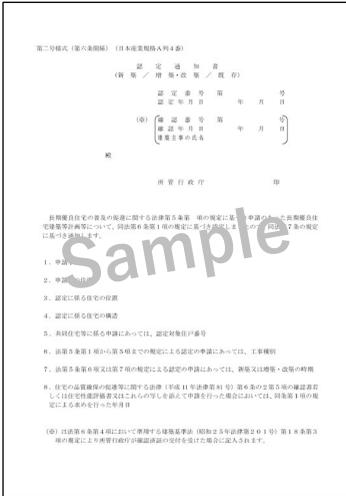
長期優良住宅建築等計画認定通知書

※予約時：長期使用構造等である旨の確認書でも*1

*1 長期優良住宅建築等計画の認定申請時に「設計住宅性能評価書」を提出している場合は、長期使用構造等への適合確認の結果が記載された「設計住宅性能評価書」を提出してください。(詳細はP69)

《認定通知書》

入手 所管行政庁



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

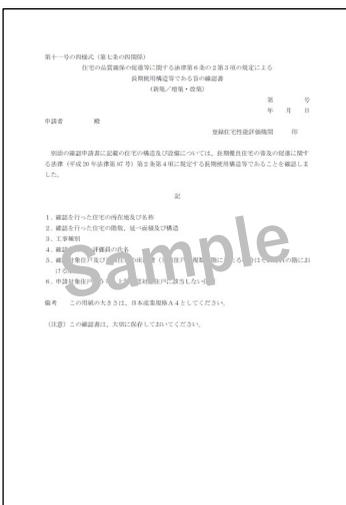
- ① 所管行政庁が発行した評価書であること
 - ② 「申請年月日」が、新基準が適用された2022年10月1日以降であること
 - ③ 「住宅の品質確保の促進などに関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書もしくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添えた申請にあっては、同条第1項の規定による確認の求めを行った年月日」が2022年10月1日以降であること
 - ④ 「認定に係る住宅の位置」が新築する住宅の所在地と一致すること
- 《共同住宅の場合》
- ⑤ 新築する住宅が「認定対象住戸番号」に該当すること

補 足

- 2022年9月30日以前に旧基準で申請された認定通知書は補助対象外となります。
- 変更認定を受けている場合、変更認定通知書も追加で提出してください。(変更認定通知書のみでは新基準での認定有無が確認できないため不備となる場合があります)

《長期使用構造等である旨の確認書の要件》

入手 登録住宅性能評価機関



確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 登録住宅性能評価機関が発行した証明書であること
- ② 「申請年月日」が、新基準が適用された2022年10月1日以降であること
- ③ 「確認を行った住宅の所在地及び名称」が新築する住宅の所在地と一致すること

補 足

- 予約時に長期使用構造等である旨の確認書を提出する場合は交付申請時に長期優良住宅建築等計画認定通知書の提出が必要です。
- 2022年9月30日以前に旧基準で申請された長期使用構造等である旨の確認書は補助対象外となります。

ウ ZEH水準住宅 BELS評価書 (断熱性能の評価が5以上かつエネルギー消費性能『再エネなし削減率』が20%以上となっているもの)

入手 BELS登録機関

建築物のエネルギー性能の評価書
第三者評価 BELS

住宅(住戸)

物件概要
建物名称: ○○○○○○新築住宅 (不動産ID: 000-0000-00-0000)
所在地: 東京都○○区○○○
地域の区分: 0000
用途: 住宅
階数: 地上1階/地下1階
延床面積: 101.08㎡

申請者
氏名又は名称: ○○○○○○
〒○○○-○○○ ○○○○
代表取締役社長 ○○○○
所在地: 東京都○○区○○○

評価概要
評価対象: 住宅
評価対象区分: ●一次エネルギー消費
評価方法: 計算評価法(性能評価) (省エネルギー法)
●断熱性能(性能評価) (省エネルギー法)

断熱性能
6軸値に対する評価値
U値: 0.60
R値: 0.5

エネルギー消費性能
再エネなし削減率: 20%
再エネあり削減率: 70%
再エネなし削減率: 125%

達成項目
 ZEH水準
 ネット・ゼロ・エネルギー

再エネ設備
設備あり

評価情報
評価年月日: 2024年4月1日
評価機関名: ○○○○○○評価機関
評価者名: ○○○○

一次エネルギー消費性能
削減率(%)
再エネなし削減率: 20%
再エネあり削減率: 70%
再エネなし削減率: 125%

断熱性能
U値: 0.60
R値: 0.5

特記事項
ZEHマークの申請
ZEHマークの取得
ZEHマークの表示

申請者情報(申請書に記載している順に表示)
申請者1: ○○○○○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○
申請者2: ○○○○○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○
申請者3: ○○○○○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○
申請者4: ○○○○○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○
申請者5: ○○○○○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○

ZEHマークの申請
ZEHマークの取得
ZEHマークの表示

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 BELS登録機関が発行した評価書であること
- 2 「評価概要 評価対象」が「住宅(住戸)」であること
- 3 「物件概要 所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること
- 4 「断熱性能の評価が5以上かつエネルギー消費性能『再エネなし削減率』が20%以上になっていること



ZEH水準住宅

設計住宅性能評価書または建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの) または住宅省エネルギー性能証明書

《設計住宅性能評価書》

入手 登録住宅性能評価機関

設計住宅性能評価書のイメージ
(一戸建ての住宅の場合)



設計
性能評価

住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

設計住宅性能評価書

(一戸建ての住宅)

(申請者の住所)
(申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1547号(建築法定・平成30年3月26日国土交通省告示第490号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、納期経過による変化がないことを保証するものではありません。

1. 建設士 (氏名又は名称) (連絡先)
2. 設計士 (氏名又は名称) (連絡先)
3. 住宅の名称
4. 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日
評価書交付番号	
登録住宅性能評価機関名	印
機関登録番号	
評価員氏名	

《建設住宅性能評価書》

入手 登録住宅性能評価機関

建設住宅性能評価書のイメージ
(一戸建ての住宅の場合)



建設
性能評価

住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

建設住宅性能評価書

(一戸建ての住宅)

(申請者の住所)
(申請者の氏名又は名称) 様

下記の住宅に関して、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1547号(建築法定・平成30年3月26日国土交通省告示第490号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、納期経過による変化がないことを保証するものではありません。

1. 建設士 (氏名又は名称) (連絡先)
2. 設計士 (氏名又は名称) (連絡先)
3. 工事施工者 (氏名又は名称) (連絡先)
4. 工事管理者 (氏名又は名称) (連絡先)
5. 住宅の名称
6. 住宅の所在地

以上

評価書交付年月日	年 月 日
評価書交付番号	
登録住宅性能評価機関名	印
機関登録番号	
評価員氏名	

《住宅省エネルギー性能証明書》

入手 登録住宅性能評価機関

登録された建築士事務所に属する建築士
指定確認検査機関、住宅瑕疵担保責任保険法人

別表
住宅省エネルギー性能証明書

証明申請者	住所
氏名	
家番号及び所在地	年月日
新築住宅	<input type="checkbox"/> 国土建設省省令第20条第23項(同条第22項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定するエネルギーの使用の合理化に關する住宅の用に供する建築物に該当する建築物に該当する住宅用の家屋 ・評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級5以上の基準(図識の発生を防止する対象に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級6以上の基準
	<input type="checkbox"/> 国土建設省省令第20条第24項(同条第22項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定するエネルギーの使用の合理化に關する住宅の用に供する建築物に該当する建築物に該当する住宅用の家屋 ・評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級4以上の基準(図識の発生を防止する対象に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級6以上の基準 ・評価方法基準第5の5の5-4)の等級5以上の基準(図識の発生を防止する対象に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級6以上の基準
既存住宅	<input type="checkbox"/> 国土建設省省令第20条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に關する住宅の用に供する建築物に該当する建築物に該当する住宅用の家屋 ・評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級4以上の基準(図識の発生を防止する対象に関する基準を除く。) ・評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級4以上の基準

上記の住宅の用に供する建築物が国土建設省省令第20条第22項に規定するエネルギーの使用の合理化に關する住宅の用に供する建築物又は同条第24項に規定するエネルギーの使用の合理化に關する住宅の用に供する家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することを証します。

証明年月日	年 月 日
-------	-------

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 《設計住宅性能評価書または建設住宅性能評価書の場合》
登録住宅性能評価機関が発行した証明書であること
《住宅省エネルギー性能証明書の場合》
登録住宅性能評価機関、
登録された建築士事務所に属する建築士
指定確認検査機関、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行した
証明書であること
- 2 「建築物の所在地」が新築する住宅の所在地と一致すること
- 3 「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」の
「断熱等性能等級」が「5以上」
かつ「一次エネルギー消費量等級」が「6」であること

補足

□ 「住宅省エネルギー性能証明書」は建物の工事完了後に発行可能となる書類であるため、交付申請時に建物の工事が完了している方のみ提出可能です。

オ

ZEH水準住宅

低炭素建築物新築等計画認定通知書(戸建住宅のみ)

※予約時：低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証でも可

《認定通知書》

入手 所管行政庁

《技術的審査適合証》

入手 登録住宅性能評価機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 《認定通知書の場合》
所管行政庁が発行した証明書であること
《技術的審査適合証の場合》
登録住宅性能評価機関が発行した証明書であること
- 《認定通知書の場合》
「申請年月日」が、新基準が適用された2022年10月1日以降であること
《技術的審査適合証の場合》
「認定申請予定日」が2022年10月1日以降であること
- 「建築物の位置」が新築する住宅の所在地と一致すること

補足

- 予約時に技術的審査適合証を提出する場合は交付申請時に同認定通知書の提出が必要です。
- 予約時に「認定申請予定日」が2022年10月1日以降の技術的審査適合証を提出した場合であっても、交付申請時に提出する同認定通知の「申請年月日」が2022年9月30日以前の場合は補助対象外となります。
- 変更認定を受けている場合、変更認定通知書も追加で提出してください。
(変更認定通知書のみでは新基準での認定有無が確認できないため、不備となる場合があります。)

カ

ZEH水準住宅

性能向上計画認定通知書(戸建住宅のみ)

※予約時：性能向上計画に係る技術的審査適合証でも可

《認定通知書》

入手 所管行政庁

《技術的審査適合証》

入手 登録住宅性能評価機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 《認定通知書の場合》
所管行政庁が発行した証明書であること
《技術的審査適合証の場合》
登録住宅性能評価機関が発行した証明書であること
- 《認定通知書の場合》
「申請年月日」が、新基準が適用された2022年10月1日以降であること
《技術的審査適合証の場合》
「認定申請予定日」が2022年10月1日以降であること
- 「建築物の位置」が新築する住宅の所在地と一致すること

補足

- 予約時に技術的審査適合証を提出する場合は交付申請時に同認定通知書の提出が必要です。
- 予約時に「認定申請予定日」が2022年10月1日以降の技術的審査適合証を提出した場合であっても、交付申請時に提出する同認定通知の「申請年月日」が2022年9月30日以前の場合は補助対象外となります。
- 変更認定を受けている場合、変更認定通知書も追加で提出してください。
(変更認定通知書のみでは新基準での認定有無が確認できないため、不備となる場合があります。)

※次ページへ続く

キ

ZEH水準住宅

フラット35S適合証明書および**竣工現場検査申請書・適合証明申請書**(すべての面)*1
または**フラット35S設計検査に関する通知書**および**設計検査申請書**(すべての面)*1

*1 金利プランがZEHの場合、戸建住宅に限ります。

《適合証明書》

入手 適合証明機関

《竣工現場検査申請書・適合証明申請書》

入手 適合証明機関

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 適合証明機関が発行した証明書であること
- ② 書式の日付(書式右下)が、新基準が適用された2022年10月以降であること
- ③ 「建設の場所(地名地番)」が新築する住宅の所在地と一致すること
- ④ 《適合証明書》
「フラット35Sの基準の適用」欄において、「金利Aプラン」の「省エネルギー性」にチェックがあること
または戸建住宅の場合、「ZEH」の「ZEH(-M)」「Nearly ZEH(-M)」「ZEH-M Ready」「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること
- ⑤ 《竣工現場検査申請書・適合証明申請書》
「フラット35S適用基準」欄において、「金利Aプラン」の「断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6」にチェックがあること
または戸建住宅の場合、「ZEH」の「省エネルギー性」、「ZEH(-M)」「Nearly ZEH(-M)」「ZEH-M Ready」「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること

補足

□ 書式の日付(書式右下)が2022年9月以前の場合は補助対象になりません。

※次ページへ続く

《設計検査に関する通知書》

入手 適合証明機関

（通知書様式）
設計検査に関する通知書（新築住宅）
（交付申請用紙）

次の申請に係る住宅の設計検査は、検査の結果、合格と判断したので通知します。

設計検査合格日： 令和 年 月 日

申請者名： 新築機関名及び居住者名

建設の場所（地名地番）： 建設現場住所

連絡事項の「（フラット35（断熱構造等）又は）フラット35Sの確認にBELS評価書等を利用する場合の条件」欄の、「竣工現場検査・適合証明申請時まで」に当該書類の写し（2通）を提出することが条件となります。

かつ「フラット35S（金利Aプラン）「省エネルギー性」を利用する場合の条件」欄の「次のいずれかの書類の写しを適合証明書交付前までに提出することが条件となります。」にチェックがないこと、

かつ「フラット35S（金利Aプラン）「省エネルギー性」を利用する場合の条件」欄の「次のいずれかの書類の写しを適合証明書交付前までに提出することが条件となります。」にチェックがないこと

2022年4月

《設計検査申請書》

入手 適合証明機関

（申請書様式）
設計検査申請書（新築住宅）
（交付申請用紙）

申請者名： 建設現場住所

建設の場所（地名地番）： 建設現場住所

連絡事項の「（フラット35（断熱構造等）又は）フラット35Sの確認にBELS評価書等を利用する場合の条件」欄の、「竣工現場検査・適合証明申請時まで」に当該書類の写し（2通）を提出することが条件となります。

かつ「フラット35S（金利Aプラン）「省エネルギー性」を利用する場合の条件」欄の「次のいずれかの書類の写しを適合証明書交付前までに提出することが条件となります。」にチェックがないこと、

かつ「フラット35S（金利Aプラン）「省エネルギー性」を利用する場合の条件」欄の「次のいずれかの書類の写しを適合証明書交付前までに提出することが条件となります。」にチェックがないこと

2022年4月

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- 1 適合証明機関が発行した証明書であること
- 2 書式の日付(書式右下)が、新基準が適用された2022年10月以降であること
- 3 「建設の場所(地名地番)」が新築する住宅の所在地と一致すること
- 4 《設計検査に関する通知書》
連絡事項の「(フラット35(断熱構造等)又は)フラット35Sの確認にBELS評価書等を利用する場合の条件」欄の、「竣工現場検査・適合証明申請時まで」に当該書類の写し(2通)を提出することが条件となります。」にチェックがないこと、
かつ「フラット35S(金利Aプラン)「省エネルギー性」を利用する場合の条件」欄の「次のいずれかの書類の写しを適合証明書交付前までに提出することが条件となります。」にチェックがないこと
- 5 《設計検査申請書》
「フラット35S適用基準」欄において、「金利Aプラン」の「断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6」にチェックがあること
または戸建住宅の場合、「ZEH」の「ZEH(-M)」「Nearly ZEH(-M)」「ZEH-M Ready」「ZEH(-M) Oriented」のいずれかにチェックがあること

補足

□ 書式の日付(書式右下)が2022年9月以前の場合は補助対象になりません。

G

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

GX志向型住宅

《GX志向型住宅を申請する場合》
建築主の本人確認書類

白黒可

以下1)～5)のいずれかの書類を1つ提出してください。

本人確認書類に記載の表記どおりに入力・申請してください。(本人確認書類：英字表記 → 英字表記で入力)
※外国人の方等、本人確認書類と入力値において異なる表記(英字/カナ等)である場合、不備となります。

入手 建築主(共同事業者)

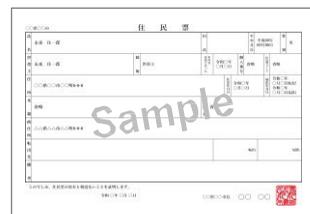
確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 「氏名」が建築主(共同事業者【乙】)であること
- ② 有効期限内のものであること
※1)住民票の発行時期は不問、現況が確認できるものであること

1) 住民票

補 足

- 個票、世帯票のいずれも可
- マイナンバーが記載されていないものを提出
(記載がある場合、受付できません)



2) マイナンバーカード

補 足

- 必ず表面のみ提出
※裏面にはマイナンバー・QRが記載されているため、提出しないでください。



3) 運転免許証

補 足

- 運転経歴証明書でも可
- 国際免許証は除く



4) 在留カード または 特別永住者証明書

補 足

- 外国人登録証明書は不可



在留資格があり、
在留期限まで90日以上あるもの



有効期間内のもの

5) 健康保険被保険者証 または 後期高齢者医療被保険者証

補 足

- 「保険者番号および被保険者等記号・番号等」および「QR」は必ずマスキングして提出
(記載がある場合、受付できません)

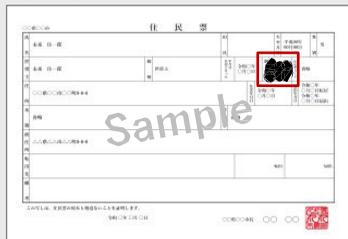


※次ページへ続く

補 足

- **マイナンバーが記載されている書類のマスクングについて**
提出する書類に個人番号(マイナンバー)が記載されている場合、必ず建築主(共同事業者)によるマスクングを行った上で提出してください。

《住民票》



《マイナンバーカード》

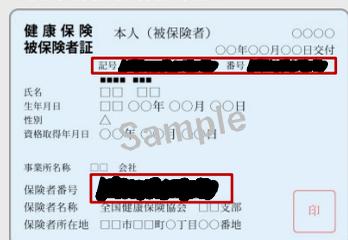


マイナンバーカードは必ず表面のみを提出してください。

※裏面にはマイナンバー・QRが記載されているため、提出しないでください。

- **健康保険証のマスクングについて**
本人確認書類として提出する健康保険証は、以下の項目が記載されている場合、必ず建築主(共同事業者)によるマスクングを行った上で提出してください。

《健康保険被保険者証》



健康保険被保険者証で
マスクングが必要な情報

- ◆ 記号・番号・枝番(被保険者番号)
- ◆ 保険者番号
- ◆ QR

マスクングされていないこれらの書類は、提出されても受付できません

① 予約時 予約後交付申請 交付申請のみ

「建替前住宅等の古家の除却を行う場合」
解体工事の工事請負契約書

白黒可

入手 解体工事請負者

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 工事請負契約の原契約であること
(変更契約により要件を満たすことが確認できる場合は、原契約書と併せて変更契約書を提出)
- ② 工事請負契約の締結日の記載があること
- ③ 工事場所の記載があること
- ④ 工事発注者(注文者)の記名・押印があり、新築する住宅の建築主もしくはその親族と一致していること(記名が自署の場合は押印無しでも可)
- ⑤ 工事請負者(受注者)の記名・押印があること
- ⑥ 以下が確認できること
 - ・解体工事であること
 - ・工事代金

「補助対象となる新築住宅の要件c」の例外の場合

- ⑦ 工事場所が、新築する住宅の所在地と一致すること
(P23 2A-4、P33 2B-3参照)

補足

□ 注文書・注文請書による契約の締結について

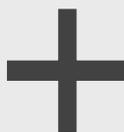
工事請負契約を、工事発注者が作成する「注文書」および工事請負者が作成する「注文請書」を取り交わすことで締結しても問題ありません。
ただし、それぞれの書類について、以下の確認項目が確認できるものに限り、なお、契約締結日は注文請書の日付(請負日)とします。

「注文書」

入手 工事請負者

「注文請書(請書)」

入手 工事発注者



必ずセットで提出

工事発注者が工事請負者に対して、工事の発注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限り、

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 注文日
 - ② 工事場所
※ 注文者欄の住所が対象住宅の所在地である場合、省略可
 - ③ 工事発注者の署名または記名・押印、および新築する住宅の工事発注者またはその親族と一致
 - ④ 工事請負者の事業者名(個人の場合、氏名)
 - ⑤ 解体工事を含んだ契約であることがわかる記述
 - ⑥ 注文した工事の金額
- 「補助対象となる新築住宅の要件c」の例外の場合
- ⑦ 工事場所が、新築する住宅の所在地と一致すること

工事請負者が工事発注者に対して、工事の受注時に発行する書類で、以下のすべてが確認できるものに限り、

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 請負日(=契約締結日)
 - ② 工事場所
 - ③ 工事発注者の氏名
および新築する住宅の工事発注者またはその親族と一致
 - ④ 工事請負者の事業者名(個人の場合、氏名)と押印
 - ⑤ 注文書に記載された工事の請書であることがわかる記述(書類の管理番号や工事名称等の一致で確認できる等)
 - ⑥ 請け負った工事の金額(注文書の金額と一致すること)
- 「補助対象となる新築住宅の要件c」の例外の場合
- ⑦ 工事場所が、新築する住宅の所在地と一致すること

※次ページへ続く

補足 ※続き

□ 工事請負契約(注文書・注文請書を含む)の電子契約について

本事業の補助対象となる古家の解体工事について、提出される工事請負契約は電子契約にて締結されたものでも構いません。

ただし、提出する契約書の紙面上において、確認事項のすべてが確認できるものに限ります。特に以下の事項にご注意ください。

◆契約日は提出する契約書上に記載を求めます。

(電子契約システム上のタイムスタンプは、必ずしも契約日に該当しないので不可)

◆契約者の署名または押印が契約書上で確認できない場合、電子契約システム上の締結証明画面や管理画面等の提出を求めます。

※契約日の記載されない電子契約については、P82~83を参照ください。

□ 新築する住宅の工事請負契約に古家の解体工事が含まれる場合

新築住宅の工事請負契約書に解体工事が含まれている場合は、当該解体工事が含まれることが確認できる見積明細書を提出してください。

入手 建築事業者(補助事業者)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ①すべての頁が揃っていること
- ②見積明細書の宛名が新築の工事請負契約書(㊸)の発注者氏名と一致すること
- ③工事場所(住所)が新築の工事請負契約書(㊸)の工事場所(住所)と一致すること
- ④合計金額が新築の工事請負契約書(㊸)の工事代金と一致すること
- ⑤住宅の除却に係る工事の記載が含まれること

J

予約時 予約後 交付申請 交付申請のみ

〈建替前住宅等の古家の除却を行う場合〉〈建築主と解体工事の発注者が異なる場合〉
戸籍謄本

白黒可

入手 建築主(共同事業者)

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 都道府県(市区町村)が発行した戸籍謄本であること
 - ② 「解体工事の発注者」と「新築工事の建築主」が親族であることを確認できること
- (一つの戸籍謄本では繋がりが確認できない場合、複数の戸籍謄本を繋げることで確認できるようにしてください)

K

予約時

予約後
交付申請

交付申請
のみ

《建替前住宅等の古家の除却を行う場合》

建替前住宅等の古家の建築物除却届

白黒可

入手 解体工事請負者

(第一面)

(第二面)

第四十一号様式 (第八条関係) (A.4) 建築基準法第15条第1項の規定による 建築物除却届 (第一面) 年 月 日 知事 様 解体工事請負者 氏名 代表者名 郵便番号 所在地 電話番号 担当者の氏名 担当者の電話番号 ※交付後届出機関記載欄		第二面 年 月 日 (任意欄に建築の名称を記入してください) 1 発着して危険があるため <input type="checkbox"/> (2) その他 1 木造 <input type="checkbox"/> (2) その他 階 戸 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡
--	--	---

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 第二面の【2.除却予定期日】が2024年11月22日以降であること
- ② 第二面の【3.除却場所】に記載があること
- ③ 第二面の【4.主要用途】が「01」(居住専用住宅)であること
- ④ 第二面の【8.住宅の戸数】に記載があること

《補助対象となる新築住宅の要件c)の例外の場合》

- ⑤ 工事場所が、新築する住宅の所在地と一致すること (P23 2A-4、P33 2B-3参照)

補 足

- 建替により、新築住宅の建築工事届にて除却の届出を行う場合
 建築工事届の<すべての面>を提出してください。

《建築工事届》

入手 市区町村

第四十号様式 (第八条関係) (A.4) 建築基準法第15条第1項の規定による 建築工事届 (第一面) 年 月 日 知事 様 建築工事請負者 氏名 代表者名 郵便番号 所在地 電話番号 担当者の氏名 担当者の電話番号 ※交付後届出機関記載欄		第二面 年 月 日 (任意欄に建築の名称を記入してください) 1 発着して危険があるため <input type="checkbox"/> (2) その他 1 木造 <input type="checkbox"/> (2) その他 階 戸 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡
--	--	---

確認事項(以下のすべてを満たすこと)

- ① 第二面の【1. 着工及び工事完了の予定期日】の【ロ. 工事完了予定期日】が2024年11月22日以降であること
- ② 第三面の【2. 除却建築物の概要】の【イ. 主要用途】が「01」(居住専用住宅)であること
- ③ 第三面の【2. 除却建築物の概要】の【ホ. 住宅の戸数】に記載があること

《補助対象となる新築住宅の要件c)の例外の場合》

- ④ 工事場所が、新築する住宅の所在地と一致すること (P23 2A-4、P33 2B-3参照)



子育てグリーン住宅
支援事業

注文住宅の新築

A

交付
申請

第5章 その他

【本手引きの注釈記号の扱い】

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

5-1 契約書(注文書・注文請書を含む)の電子契約について

本事業の補助対象となる注文住宅の新築または古家の解体工事について、提出される契約書は電子契約にて締結されたものでも構いません。ただし、提出される書類上で、以下のことが確認できる必要があります。

- ① 契約日(工事請負契約の場合、工事着手日前であること)
- ② 工事発注者と工事請負者双方の同意
- ③ 同一IDが記載されている等、書類間の関連性

以下の例を参考に提出する書類に不備がないことを確認してください。

※契約書に関する他の要件等については、P60~61をご確認ください。
 ※以下に例示する書類や項目名称は、利用する電子契約システム等により異なる場合があります。

例1 契約書の紙面上に契約締結日の記載がある場合

《(A)契約書》

① 契約日

契約書ID : abcd1234

《(B) Aの契約締結を証明する書類》

② 双方の同意

③ 書類間の関連性

契約書ID : abcd1234

+

ID等により(A)と(B)が関連している

※(A)と(B)を必ずセットでご提出ください。
 ※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBの関連性が明確でない場合、契約書の合意締結が確認できないため、不備となる場合があります。

例2 契約日の記載は無いが、電子契約システム上で双方が合意した日を締結日とする旨が、契約書上に明記されている場合

いわゆる電子契約により締結する契約で、電子契約システム上において双方が契約内容に合意(承認や電子署名)した日(以下、「合意締結日」という)を契約日とすることが、『契約書(A)』において明記(α)されている場合、当該『Aの合意締結日を証明する書類(B)』を契約書と併せて提出することで、契約日を申告します。

《(A)契約書》

① 契約日として扱う

契約書ID : abcd1234

《(B) Aの契約締結を証明する書類》

② 双方の同意

③ 書類間の関連性

契約書ID : abcd1234

+

ID等により(A)と(B)が関連している

※(A)と(B)を必ずセットでご提出ください。
 ※Bを提出した場合であっても、Aに契約日の記載がある場合は、当該日付を契約日とみなします。
 ※Bに記載される双方の合意した日が異なる場合、いずれか遅い日付を契約日とみなします。
 ※ID等(上例における「契約書ID」)によりAとBの関連性が明確でない場合、契約書の合意締結が確認できないため、契約日を申告することはできません。

5-3 補助金の確定・交付時の郵送物

振込みにあたり、統括アカウントの利用者または口座に設定された補助事業者の経理担当者宛に、口座単位の「振込(予定)のお知らせ(振込明細)」(封書)を郵送します。

◀ 振込(予定)のお知らせ(振込明細)のイメージ ▶
※統括アカウント利用者または経理担当者宛



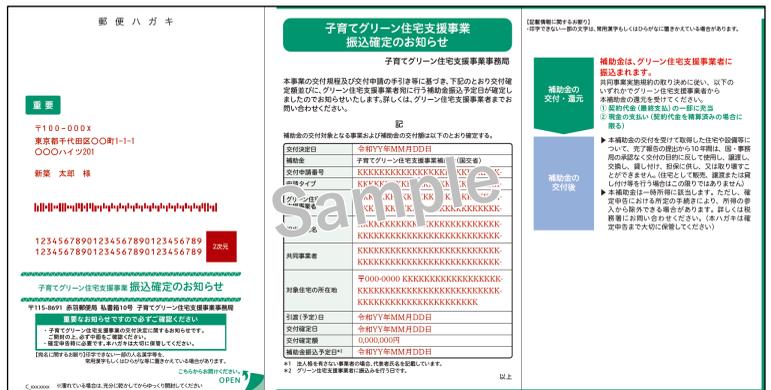
記載される主な項目は以下のとおりです。

- ◆事業者登録番号
- ◆担当者氏名
- ◆振込先口座情報
- ◆共同事業者名
- ◆補助事業者名
- ◆補助金確定日
- ◆申請担当者(担当者アカウント氏名)
- ◆補助対象住宅の所在地
- ◆担当者所属
- ◆振込予定日
- ◆交付申請番号
- ◆振込予定額

※紛失した場合は再発行はできません。
振込金額の内訳は本ポータルでご確認が可能です。

共同事業者(建築主)の住所宛に、交付確定額と振込日(事務局がグリーン住宅支援事業者に振込みを行う日)を通知する「振込確定のお知らせ」(圧着式ハガキ)を郵送します。

◀ 振込確定のお知らせのイメージ ▶
※共同事業者(建築主)宛



記載される主な項目は以下のとおりです。

- ◆交付申請番号
- ◆担当者氏名
- ◆交付決定番号
- ◆補助金支払日(予定)
- ◆交付申請日
- ◆共同事業者(建築主)
- ◆交付確定日
- ◆補助事業者(グリーン住宅支援事業者)
- ◆対象住宅の住所(補助対象住宅)
- ◆交付確定額

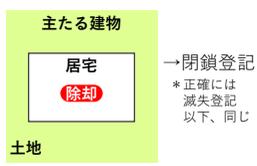
※紛失した場合は再発行はできません。
共同事業者が紛失等した場合は、グリーン住宅支援事業者より『交付額確定通知書(様式6)』をお渡しく下さい。

5-4 登記された建物の除却と申請可否

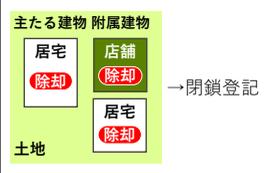
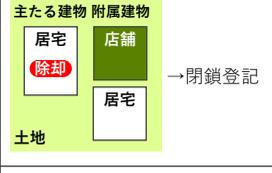
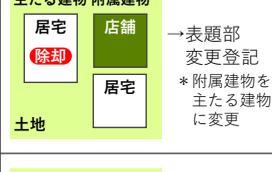
建替前住宅等の古家の除却について、対象は住宅(居宅)に限ります。

「建物の登記事項証明書」における「主たる建物(母屋)」または、「附属建物」のうち「50㎡以上の住宅」が対象となります。

「50㎡以上の住宅」とみなせない、「附属建物(母屋に附属する、離れ、小屋、納屋等)」は対象外となります。

事例		申請方法	
附属建物なし	1 主たる建物(居宅)を除却	 <p>→閉鎖登記 *正確には 滅失登記 以下、同じ</p>	 申請可 閉鎖事項証明書を提出してください。 (床面積が50㎡未満の場合も含む)
	2 主たる建物(居宅以外)を除却	 <p>→閉鎖登記</p>	 申請不可 住宅(居宅)以外を除却しても補助の対象になりません。
	3 主たる建物(併用住宅)のすべてを除却	 <p>→閉鎖登記</p>	 申請可 閉鎖事項証明書を提出してください。
	4 主たる建物(併用住宅)の居宅部分のみを除却	 <p>→表題部 変更登記</p>	 申請不可 建物の一部を除却しても補助の対象になりません。

※次ページへ続く

事例		申請方法		
附属建物あり	5	主たる建物(居宅)およびすべての附属建物(種類不問)を除却 	→閉鎖登記 申請可	閉鎖事項証明書を提出してください。
	6	主たる建物(居宅)を除却し、一部または全部の附属建物(種類不問)の除却は行わないが登記は閉鎖(滅失) 	→閉鎖登記 申請可	閉鎖事項証明書を提出してください。
	7	主たる建物(居宅)を除却し、いずれかの附属建物(種類不問)を新たな主たる建物として登記を変更 	→表題部 変更登記 * 附属建物を主たる建物に変更 申請可	変更後の登記(全部事項)を提出してください。
	8	主たる建物(居宅)の除却を行わないが、附属建物(居宅・50㎡以上)を除却 	→表題部 変更登記 * 附属建物を削除 申請可	変更後の登記(全部事項)を提出してください。なお、附属建物が50㎡以上の居宅であることが確認できる必要があります。
	9	主たる建物(居宅)の除却を行わないが、附属建物(居宅・50㎡未満)を除却 	→表題部 変更登記 * 附属建物を削除 申請不可	建物の一部を除却しても補助の対象になりません。
	10	主たる建物(居宅以外)および附属建物(居宅・50㎡以上)を除却 	→閉鎖登記 申請可	閉鎖事項証明書を提出してください。
	11	主たる建物(居宅以外)の取壊しを行わないが、附属建物(居宅・50㎡以上)を除却 	→表題部 変更登記 * 附属建物を削除 申請可	変更後の登記(全部事項)を提出してください。なお、附属建物が50㎡以上の居宅であることが確認できる必要があります。



子育てグリーン住宅
支援事業

注文住宅の新築

A

交付
申請

第6章 更新履歴

【本手引きの注釈記号の扱い】

※：各項の全体に対する注釈です。

*0：同番号が付された文中の用語に対する注釈です。

